

第六次
広野町町勢振興計画

HIRONO PLAN 2026



令和8年
広野町



令和8年●月●日

広野町町長 小松 和真

第六次広野町町勢振興計画

目 次

はじめに	1
第1章 第六次広野町町勢振興計画について	2
1. 第六次広野町町勢振興計画とは	2
2. 本計画の構成・期間	3
第2章 まちづくりの背景	4
1. 広野町を取り巻く状況の変化	4
2. 広野町の概要	5
3. 町民の意識	13
基本構想	18
第1章 まちの将来像	19
1. まちの将来像	19
2. まちづくりの基本理念	20
3. 将来人口（人口ビジョン）	21
第2章 まちづくりの基本方向	22
1. 安全・安心で快適なまち（都市環境・交通・防災）	22
2. 健やかで支え合うまち（子育て・福祉・健康）	23
3. 活力とにぎわいのまち（産業・交流）	24
4. 暮らしやすいまち（生活・環境・共生）	25
5. 未来につながる学びのまち（教育・生涯学習）	26
第3章 政策体系	27
第4章 重点プロジェクト（総合戦略）	28
基本目標1 若い世代が働く場があるまち	28
基本目標2 若い世代が安心して子育てができるまち	29
基本目標3 すべての世代が安心して住み続けることができるまち	30
基本目標4 すべての世代がデジタルの恩恵を受けるまち	31

基本計画	33
基本計画の見方	34
政策 1 安全・安心で快適なまち	36
基本施策 1-1 都市環境の整ったまち	37
基本施策 1-2 交通利便性の高いまち	38
基本施策 1-3 災害に強いまち	39
政策 2 健やかで支え合うまち	42
基本施策 2-1 子どもがのびのびと育つまち	43
基本施策 2-2 支えあい、安心して暮らせるまち	44
基本施策 2-3 健康で、笑顔のまち	46
政策 3 活力とにぎわいのまち	50
基本施策 3-1 活力のあるまち	51
基本施策 3-2 にぎわいのあるまち	54
政策 4 暮らしやすいまち	57
基本施策 4-1 暮らしやすいまち	58
基本施策 4-2 自然とともに生きるまち	61
基本施策 4-3 すべての町民が輝くまち	63
政策 5 未来につながる学びのまち	65
基本施策 5-1 豊かな人間性を育むまち	66
基本施策 5-2 生涯にわたり学ぶまち	68
計画の推進	71
資料編	75

はじめに

第1章 第六次広野町町勢振興計画について

第2章 まちづくりの背景

第 1 章

第六次広野町町勢振興計画について

1

第六次広野町町勢振興計画とは

(1) 策定の背景

広野町（以下「本町」という。）では、平成 22 年度に『第四次広野町町勢振興計画』を策定しましたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋地震とこれに端を発した大津波（以下「東日本大震災」という。）により、町民の家屋の全・半壊や産業、交通、生活基盤に未曾有の被害を受けました。さらに、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原子力災害」という。）により、役場機能の町外移転、約 5,000 名の町民が町外への避難生活を余儀なくされるなど、本町を取り巻く状況は大きく変化しました。

このような状況の中、本町では『広野町復興計画（第一次）、（第二次）』に基づき、復旧・復興に取り組んできました。平成 24 年 3 月に、役場機能を町内に戻し、全町避難が解除された後の平成 28 年 3 月に『第五次広野町町勢振興計画』、令和 4 年 3 月には、『第五次広野町町勢振興計画後期基本計画』を策定し、復旧・復興と計画的なまちづくりを進めてきました。

復旧・復興が進展し、これらの計画期間が終了することから、本町の将来像とまちづくりの方向性を改めて明確にするため、『第六次広野町町勢振興計画』（以下「本計画」という。）を策定するものです。

(2) 本計画の役割

本計画は、本町の基幹となる計画で、次のような役割があります。

①まちづくりの目標の共有

本計画は、まちづくりの目標を町民、事業者、行政が共有し、それぞれがお互いを尊重しながら主体的に活動することで、参画と協働のまちづくりを進める役割があります。

②行財政計画の指針

本計画は、まちづくりの目標を実現するためのまちづくりの指針であり、町政における行財政の計画的な運営や施策・事業推進に向けた指針という役割があります。

2

本計画の構成・期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成し、内容と計画期間は次の通りです。

(1) 基本構想

基本構想は、これまでの本町のまちづくりの成果を引き継ぎつつ、新たなまちづくりの目標として 10 年後の目標を定め、その目標に向けた方針を総合的に示す構想です。

計画期間：令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度

(2) 基本計画

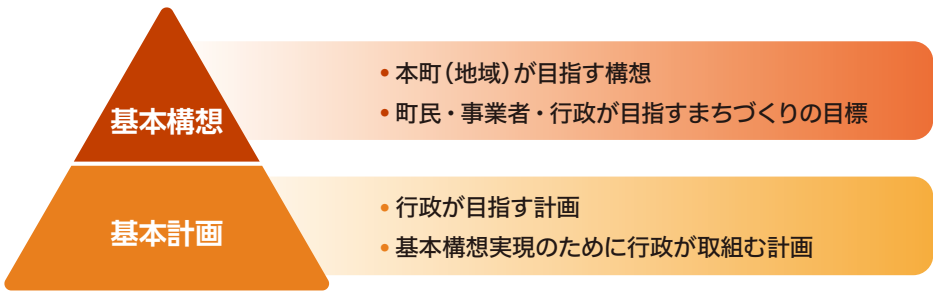
基本計画は、基本構想のまちづくりの目標を実現するために、行政が重点的に取り組む施策や実現のための工程を示すなど、町政経営を進める上で指針となる行政計画です。

社会経済環境の変化に的確に対応できるよう、4 年後の令和 12 年に見直しを行うこととし、前期 5 年間、後期 5 年間に区分して定めます。

計画期間：【前期基本計画】令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度

【後期基本計画】令和 13（2031）年度～令和 17（2035）年度

● 本計画の構成



● 計画の期間

年 度	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
基本構想	基本構想 10 年									
基本計画	前期基本計画 5 年					後期基本計画 5 年				

第2章

まちづくりの背景

1

広野町を取り巻く状況の変化

変化の激しい現代社会において、今後のまちづくりを進める上では、地方自治体を取り巻く社会経済情勢等の潮流を踏まえ、本町の地域課題に的確に対応していく必要があります。本町を取り巻く状況は主に次のような変化があります。

(1) 地方創生 2.0

地方創生 2.0 は、地方創生の取り組みから 10 年を踏まえ、当面続く人口規模縮小下でも経済が成長し、社会を機能させる適応策を講じること、そのために「人を大事にする地域」、「楽しく働き、楽しく暮らせる地域」を創ること、災害に対して地方を取り残さないことが目指されています。

市町村では、地方創生 2.0 を進める上で中心的な役割を担うことが求められており、地域の関係者や住民と協働して、施策を展開することが期待されています。

(2) 持続可能な社会の構築

平成 27 年(2015 年)の国連サミットでは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すため、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられています。特に、近年は地球規模での気候変動が生じていることなどから、国では、2050 年カーボンニュートラル(温室効果ガスの排出をゼロにする)を目指し、経済成長と環境保全を両立するための取り組みを推進しています。

こうした取り組みは国だけでなく、地域や企業、個人にとっても重要な課題であり、持続可能な未来のために、多様な主体が役割を分担し連携していくことが求められています。

(3) 多様な価値観との共存

デジタル技術の活用が進んだことで、社会や経済、個人の生活や考え方には、様々な変化がもたらされました。こうした経験を通じて、個人が柔軟に変化に対応する力が求められるようになり、同時に多様性(ダイバーシティ)やウェルビーイング(心身の健康と幸福)の重要性が、社会全体でより強く認識されるようになっていきます。また、訪日外国人観光客(インバウンド)が急増しており、地域の観光や経済に活気をもたらす一方で、多様な価値観や文化との共存がますます求められています。

2

広野町の概要

(1) 町の概要

本町は、福島県浜通り地方の東南部、双葉郡南端に位置し、東側は太平洋で、西は阿武隈山系に接し、南はいわき市、北は楡葉町と隣接しています。町内の大部分が丘陵地で、河川沿いに市街地が形成されています。

交通は、東部に常磐自動車道、国道6号、JR常磐線が通っており、町内に広野インターチェンジ、JR広野駅が立地しています。

気候は、東日本型の海洋性気候で、温暖で寒暖の差が少なく、冬期の積雪はほとんどありません。

● 広野町の位置



出典：広野町ホームページ

(2) 人口

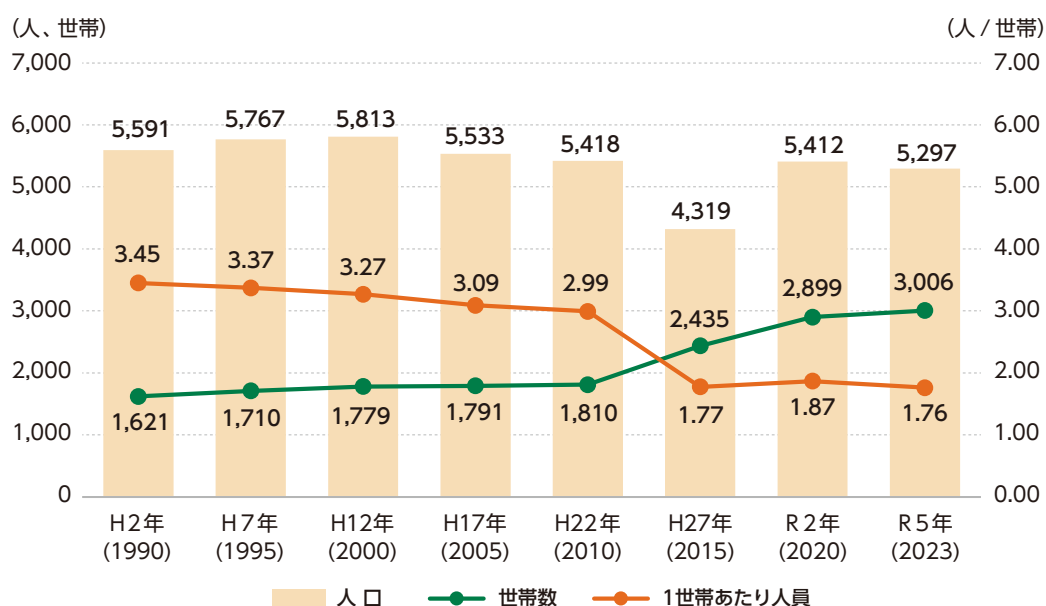
本町の人口は、東日本大震災及び原子力災害の影響を受け、平成 27 年には大きく減少しましたが、令和 2 年には震災前と同程度に回復しています。

一方で、世帯数は、東日本大震災後、大幅に増加しており、原子力災害収束のための技術者や作業従事者など単身世帯の増加などが要因とみられます。

また、年齢別人口構成も、東日本大震災後に、大きく変化しています。

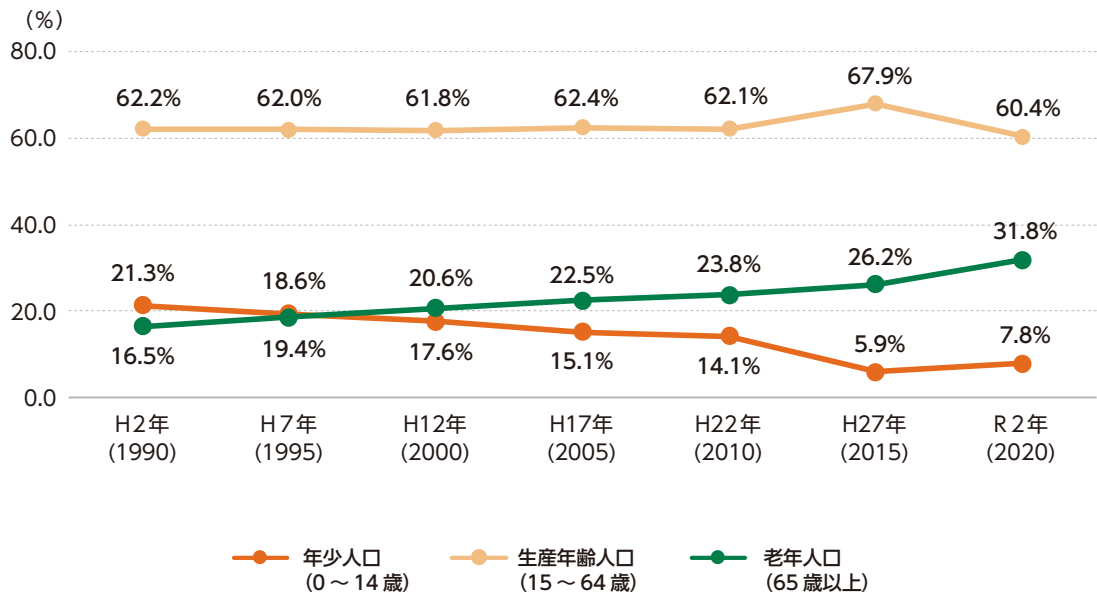
社会増減数は -88 から +39 人で推移しており、令和元（2019）年以降は転出者が減少傾向となり、転入超過になる年がみられます。

●人口・世帯数・世帯人員の推移

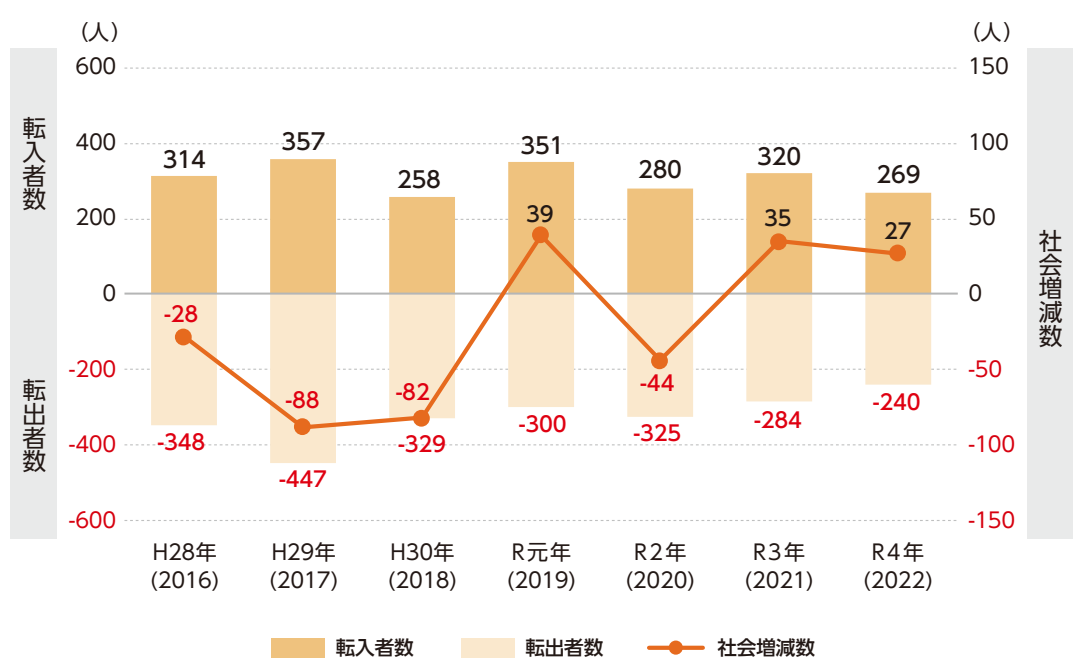


出典：国勢調査（～令和2年、各年10月1日時点）、現住人口調査（令和5年10月1日時点）

●年齢3区分別人口構成の推移



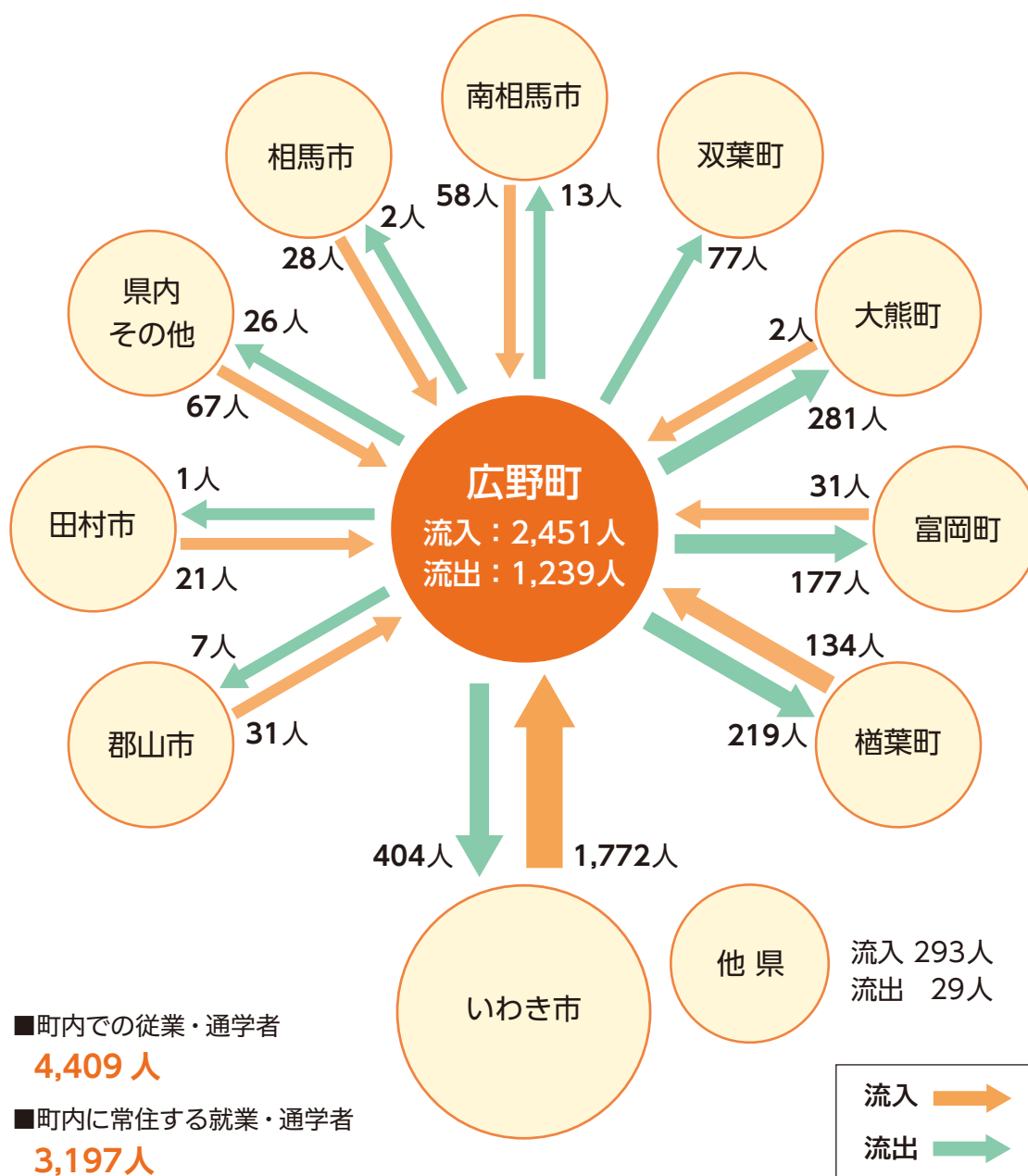
●転入者数・転出者数・社会増減数の推移



(3) 近隣自治体とのつながり

通勤・通学の状況を見ると、町内への流入する自治体のうち、最も多いのは、いわき市の 1,772 人、次いで檜葉町が 134 人となっています。いわき市、檜葉町とのつながりの強さが窺えます。

●通勤・通学の状況



出典：令和2年国勢調査

(4) 産業

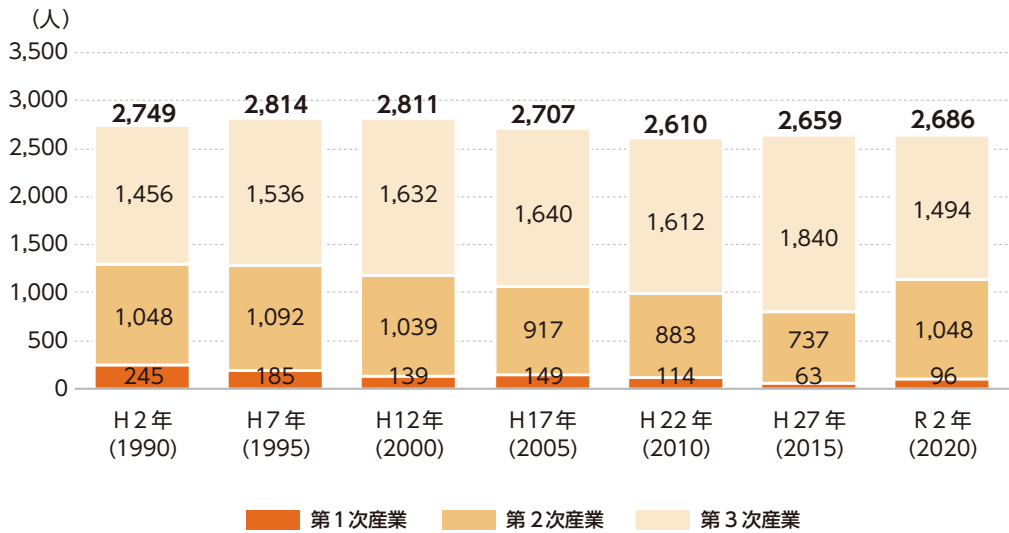
本町の就業人口は、約2,700人程度で推移しており、震災後の平成27年は、第1次産業が減少、第3次産業が増加しましたが、令和2年は第1次産業と第2次産業が増加し、第3次産業が減少しています。

売上金額は、「電気・ガス・熱供給」がほとんどを占め、本町に立地する電力関連産業による影響が考えられます。

農家数・農業就業人口は、震災後激減しています。近年の農業産出額は、米が最も多く、次いで畜産が多くなっています。

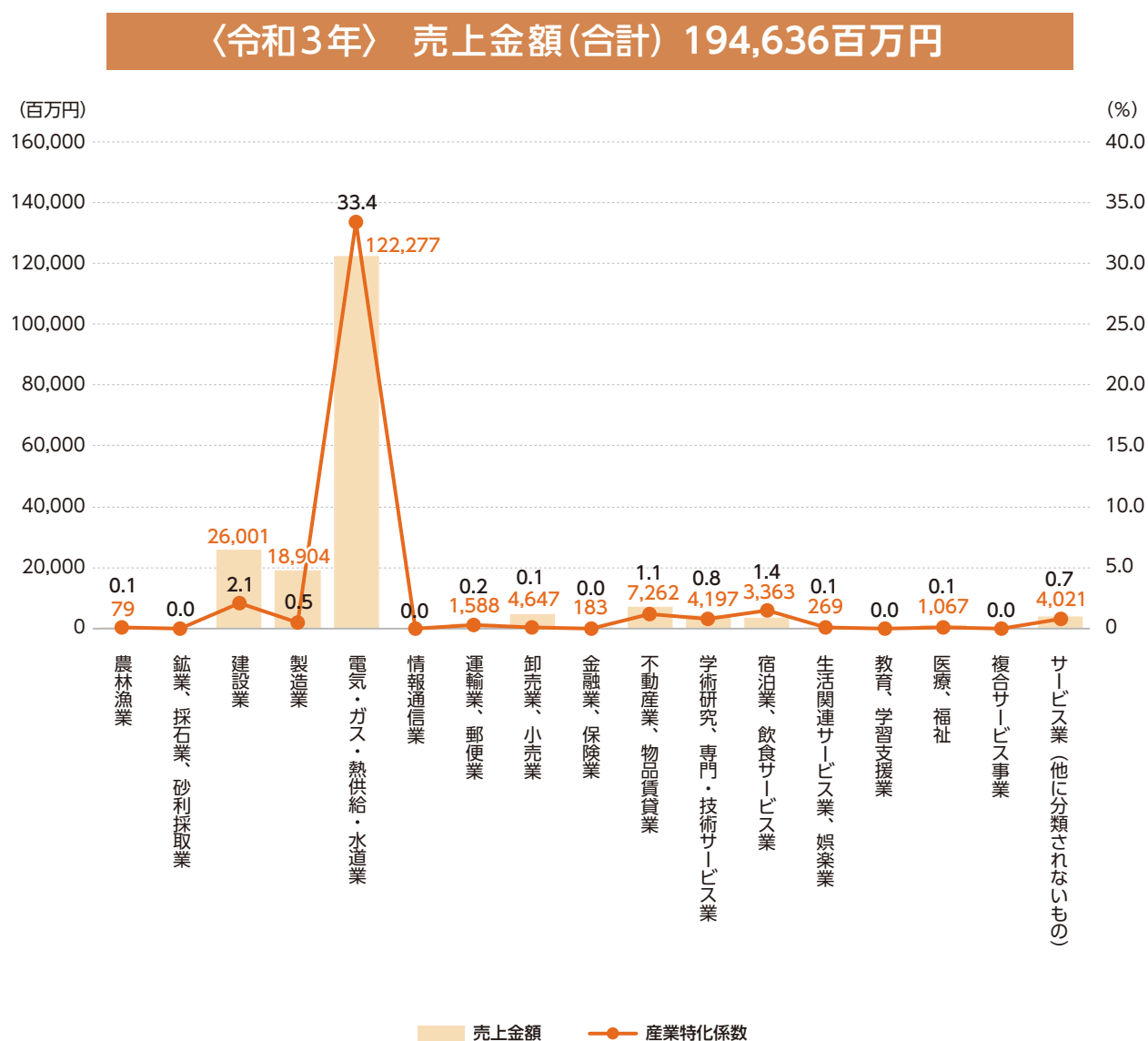
また、本町の観光客入込数は、概ね増加傾向にあります。

●産業（大分類）別就業者数の推移



出典：国勢調査

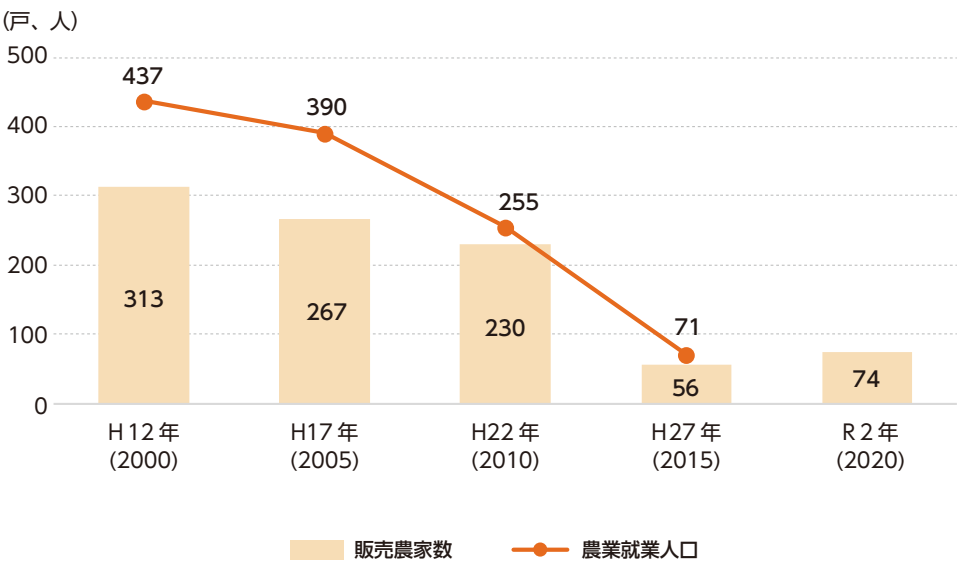
●産業別売上金額と産業特化係数



出典：令和3年経済センサス-活動調査

※産業特化係数：本町の各産業の比率を全国の同産業の比率と比較した値。1.0を超えていれば、当該産業が全国に比べて特化傾向にある。

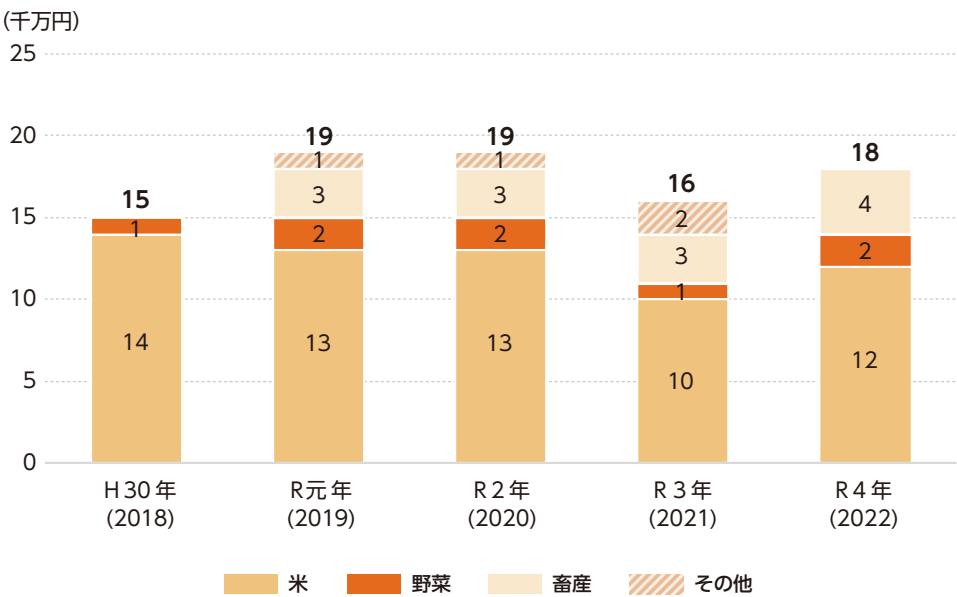
●農家数・農業就業人口の推移



出典：農林業センサス

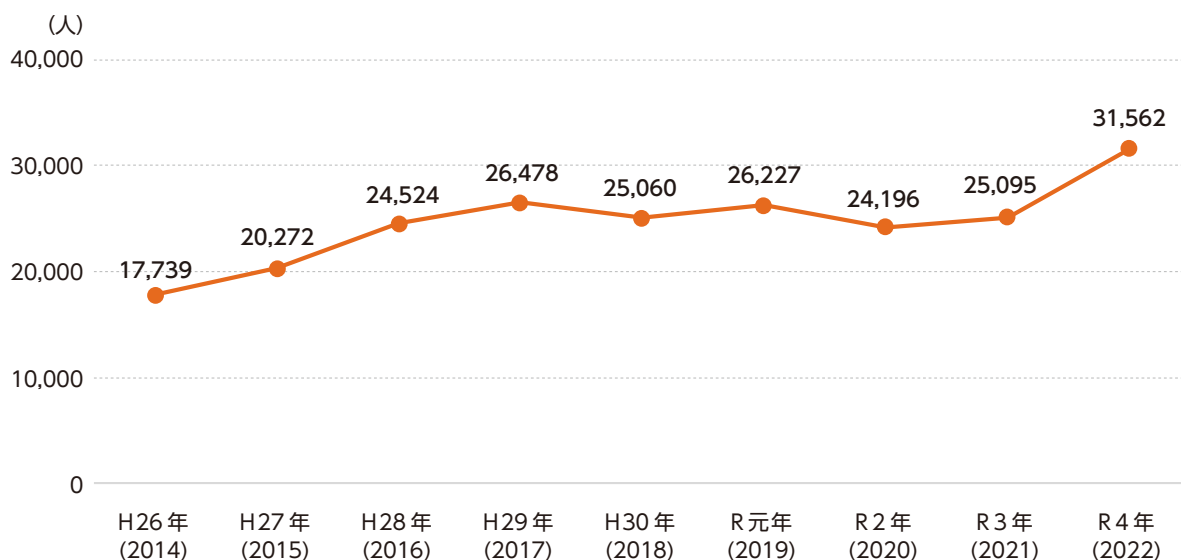
※「農業就業人口」の項目は令和2年調査より廃止

●農業産出額の推移



出典：市町村別農業産出額（推計）

●観光客入込数の推移



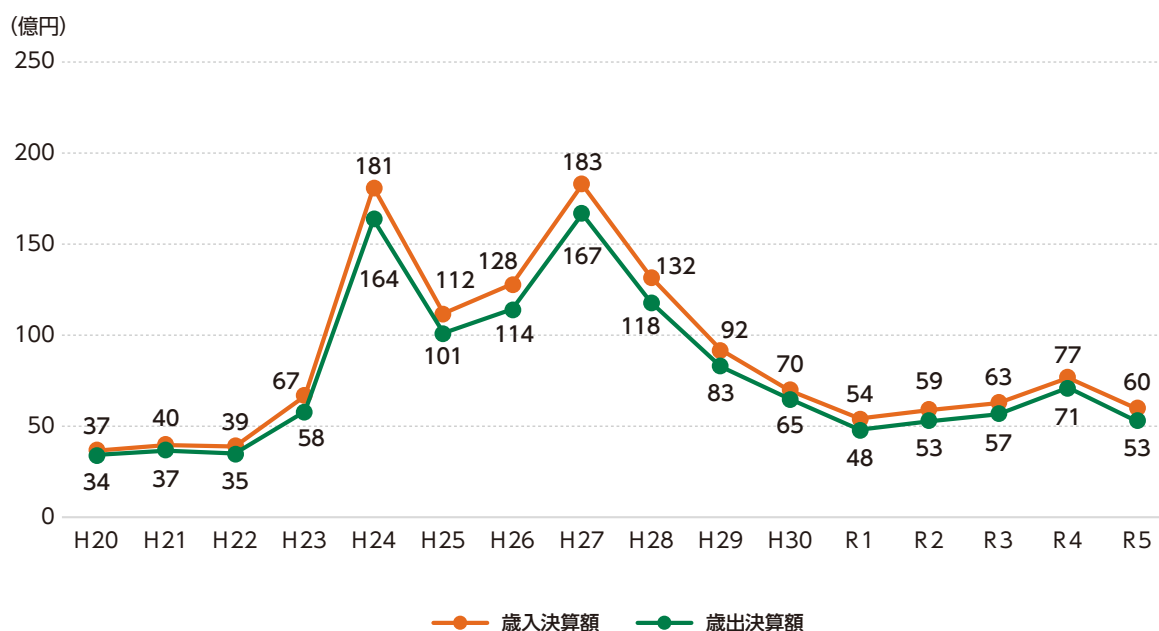
出典：福島県観光客入込状況(1/1～12/31)

※集計対象地点の対象は、前年又は調査年の観光入込客数が年間1万人以上、もしくは前年又は調査年の特定月の観光入込客数が5千人以上の観光地（イベント）となっているため、各年において集計対象地点が異なる。

(5) 財政状況

本町では震災復興のために多くの事業が実施され、震災前は40億円前後だった一般会計決算額が、平成24年度、平成27年度の歳出決算額では160億円を超え約4倍となっていました。その後、徐々に減少し、令和5年度の歳出決算額は、53億円となっています。

●歳入・歳出の推移



資料：財政状況資料集(各年度)

3

町民の意識

(1) アンケート

本計画の策定にあたり、町民の意識を把握するため、町民 1,000 人を対象にアンケートを実施しました。

- ・調査対象：無作為抽出した町民 1,000 人
- ・調査実施期間：令和 6 年 9 月 30 日～10 月 14 日
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収・WEB 回答
- ・回収数：286 票（回収率：28.6%）

●回答者の属性

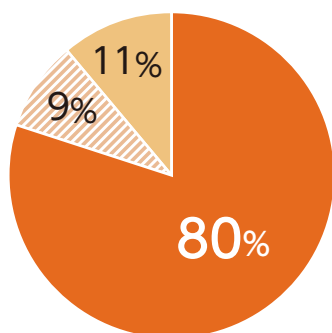
性別 男性は約 5 割、女性は約 4 割、無回答・無効回答は 1 割以下

年齢 20 歳未満は 1 割以下、20 歳代、30 歳代、40 歳代はそれぞれ約 1 割、50 歳代、60 歳代はそれぞれ約 2 割、70 歳代が最も多く約 3 割、80 歳以上は約 1 割

居住年数 1 年未満は 1 割以下
1～5 年未満、5～10 年未満、10～20 年未満はそれぞれ約 1 割
20 年以上が最も多く約 7 割

居住地 下北迫地区、折木地区、上浅見川地区が約 2 割
上北迫地区、下浅見川地区、広洋台地区が約 1 割
その他の地区は 1 割以下

①居住意向

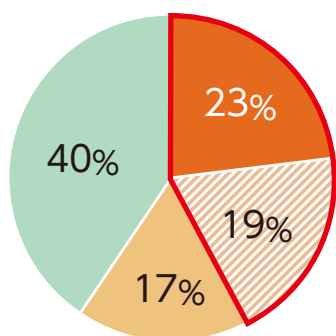


約 8 割がまちに住み続けたいと回答しました。

- 住み続けたい
- ▨ 転出を考えている
- 分からない

「住み続けたい」は「ずっと住み続けたい」と「しばらく住み続けたい」の合計。「転出を考えている」は「転出予定がある」と「転出予定があるが戻ってきたい」、「転出したい」の合計。「分からない」は「分からない」と「無回答」の合計。

②現在の地域活動への参加状況と今後の参加意向



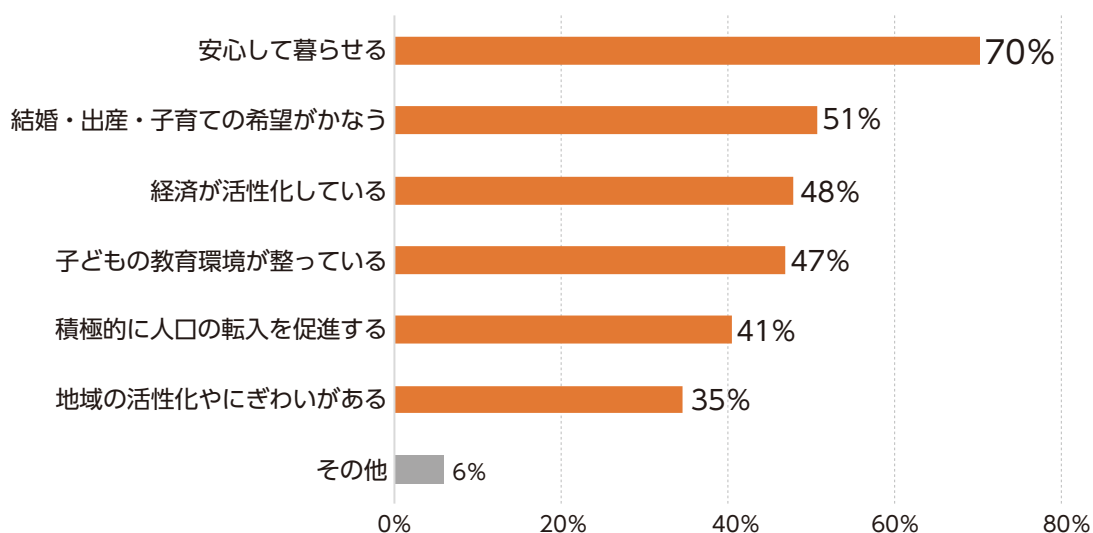
約 4 割が、今後の地域活動への参加意向を持っています。

- 現在参加しており、今後も参加したい
- ▨ 現在参加していないが、今後は参加したい
- 参加したくない
- 分からない

「分からない」は「分からない」と「無回答」の合計。

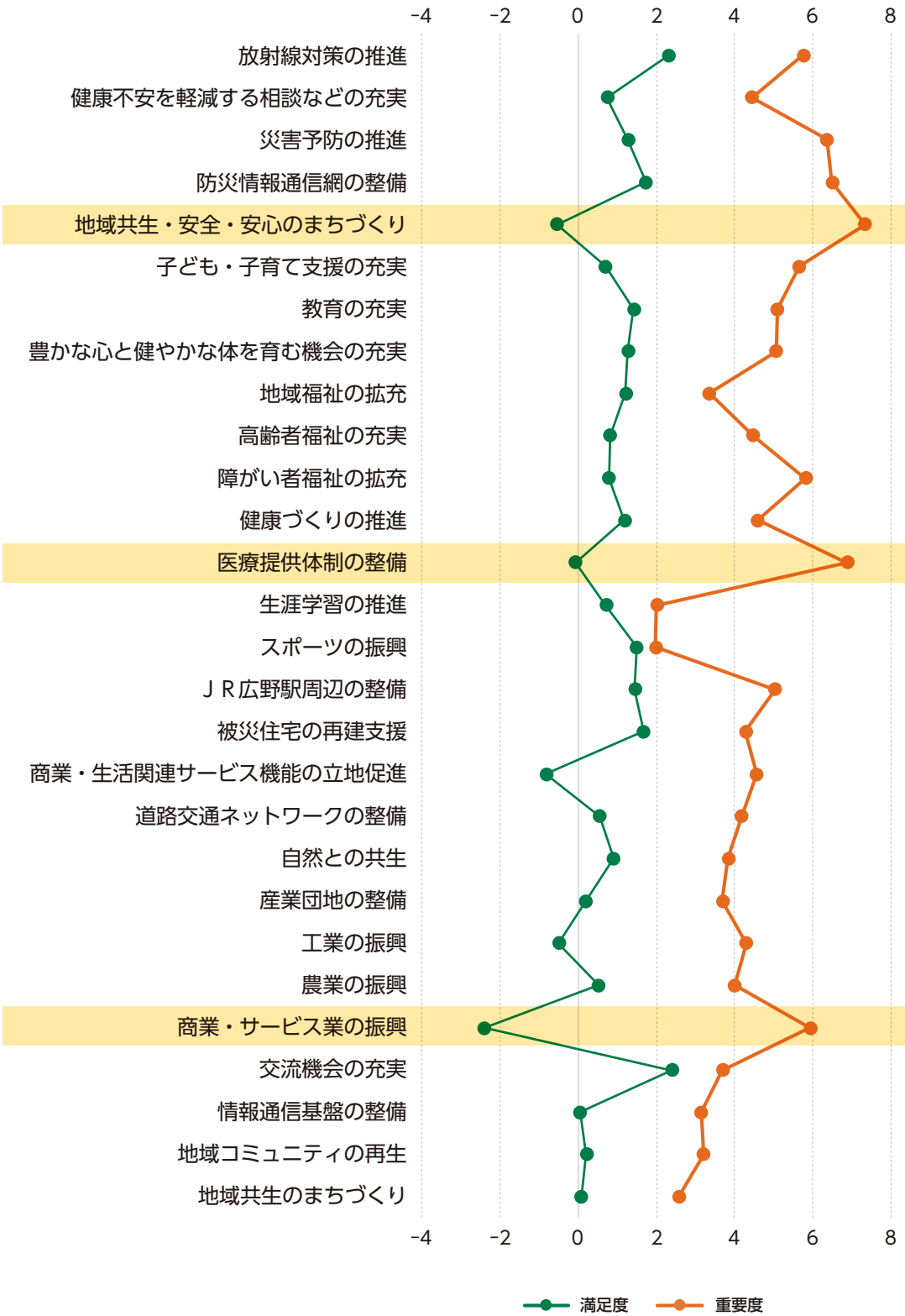
③これからのまちづくりについて重要だと思うこと

約 7 割が「安心して暮らせる」まちが重要であると回答しました。



④施策の重要度・満足度

重要度が高く、満足度が低い「地域共生・安全・安心のまちづくり」や「医療体制の整備」、「商業・サービス業の振興」が今後の重要な課題となりそうです。



(2) まちづくり懇談会

これからの本町について話し合うため、まちづくり懇談会を2回開催しました。ワークショップ形式で実施し、合わせて25名の参加者がまちの現状や将来の姿を考えました。

まちのいいな

- 自然が豊か
- おいしい食堂がたくさんある
- 星がきれい
- お米もお水もおいしい!
- あたたかくて過ごしやすい
- 人がやさしい
- 雪があまり降らない
- アクセスがいい
- 町長から手紙の返事がある
- 海も山もある



まちの気になる

- 電車の本数が少ない
- 働く場所が増えたらなあ
- 魚屋があつたらいいな
- 空き家が多い
- 観光地が整備されていない
- 駅前はシャッターが閉まっている所が多い
- ひろばー出番少ない
- 近隣の人と会話が少ない
- 車がないと生活にくい

10年後も暮らしたいまち

人と人がつながりたくなるまち

それってどんなまち？

●一人ひとりが活力に満ちているまち

- 災害に対する備えが整っている
- 教育が充実しており、子どもたちが安心して暮らせる
- 町内外の人と交流が盛んにある

●ありのままでいられるまち

- 背伸びせずに、自分の意志でやりたいことができる

●地域のコミュニティがあるまち

- おのずと地域の人と関わりたくなる環境がある

●あたたかみのあるまち

- 老若男女みんなが共存できる環境がある

わたしにできること・してみたいこと

広野町で買い物をして
応援する



子どもの教育を魅力的な
ものにしたい

町外の人が広野町に来る
機会を増やしたい

積極的に人が集まる場所に出向く
自分の健康に気を付ける



誰に対してもリスペクトの
気持ちを持つ

住民の思い(想い)を
聞ける場所をつくりたい

広野町の魅力を
SNS や対面で発信する



広野町の可能性は未知！
まちの資源を発掘したい



広野町の小学生、中学生、
高校生と交流したい



基本構想

- 第1章 まちの将来像
- 第2章 まちづくりの基本方向
- 第3章 政策体系
- 第4章 重点プロジェクト(総合戦略)

第 1 章

まちの将来像

1

まちの将来像

つながる力で、未来が実るまち 広野

本町は、これまで人と人、人と地域、人と自然とのつながりを大切に歩んできました。人口減少・少子高齢化、頻発化・激甚化する災害、デジタル変革など、環境が大きく変化する中で、まちに関わるすべての人が支え合い、助け合い、協力し合う力を深めることが、未来を切り拓く原動力となります。

町民を集めたまちづくり懇談会においては、一人ひとりが自分らしく、活力にあふれていることがまちを支える力となり、誰もが自ずと地域とつながりたくなる環境が整うことで、結果的に多世代が暮らしやすいまちになっていくのではないかといった意見が出されました。

これらの思い（想い）を踏まえ、将来像「つながる力で、未来が実るまち 広野」は、人や地域の「つながる力」でまちの「未来」が豊かに「実って」いくという意味を込めました。「実る」は、米やみかんが実る暖かな環境、人の温かさで未来がつくられていく姿を表現しています。

2

まちづくりの基本理念

まちの将来像「つながる力で、未来が実るまち 広野」を目指し、本町を取り巻く状況の変化を踏まえ、第六次広野町町勢振興計画では、次の基本理念を掲げ、まちづくりに取り組んでいくこととします。

(1) 復興の歩みとともに、誰もが幸せを感じられるまち

本町は、東日本大震災および原子力災害からの着実な復興を進める中で、町民一人ひとりが明るく前を向きながら、人口減少や少子高齢化といった課題にも真摯に向き合ってきました。こうした経験を糧に、これからのまちづくりにおいては、地方創生 2.0 の理念を踏まえ、単に人口を維持するだけではなく、町民が日々の暮らしに満足し、将来に希望を持てる環境の整備に力を入れていきます。加えて、デジタル技術の活用による行政サービスの高度化や、地域の魅力発信の強化、利便性の向上などを通じて、暮らしの質の向上と町民一人ひとりの幸福度の最大化を目指します。

(2) 持続可能な社会の構築

本町においても、地球規模で進行する気候変動への対応を重要な課題と捉え、SDGs の理念を踏まえた持続可能な社会の実現を目指します。火力発電所が立地し、エネルギー供給の拠点であるという地域特性を活かしながら、企業と連携して再生可能エネルギーなどの新技術の導入・開拓を推進します。環境への負荷を抑えつつ、将来世代に豊かな自然と安定した暮らしを引き継ぐための取り組みを着実に進めていきます。

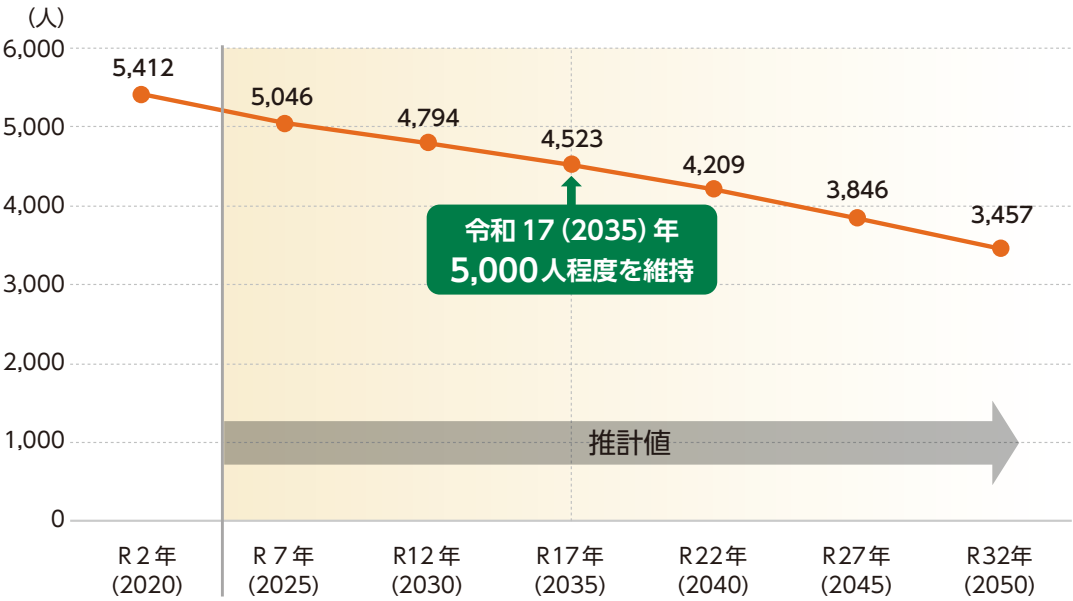
(3) 多様な価値観との共存

本町に住み続けている方、震災後に新たな住民となった方など、様々な背景を持つ人々がともに暮らし、お互いの価値観を尊重しながら、地域社会を築いてきました。今後は、この多様性こそが新たな魅力となるよう、多様な価値観やライフスタイルを受け入れ合い、交流や協働の機会を増やし、多様でありながら、誰もが安心して暮らせる、柔軟であたたかいまちを目指します。

3 将来人口（人口ビジョン）

国土技術政策総合研究所の将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）の人口推計の内訳によると、令和 32（2050）年の本町の人口は 3,457 人と、令和 2（2020）年の 5,412 人から約 4 割減少する推計となっています。

基本構想の目標年である令和 17（2035）年の推計人口は、4,523 人となっていますが、本計画の施策を積極的に進めることにより、5,000 人程度の規模を維持することとします。



出典：将来人口・世帯予測ツールV3（R2国調対応版）（国土技術政策総合研究所）

第2章 まちづくりの基本方向

1 安全・安心で快適なまち（都市環境・交通・防災）

現況

- ・震災を経て、JR 広野駅周辺や産業団地、住宅地の整備が進み、JR 広野駅のコンパクト駅舎の供用が開始された。
- ・除染作業等は完了し、モニタリングや不安解消に取り組んでいる。

アンケート

- これからのまちづくりで重要だと思うことは、約7割が「安心して暮らせるまち」と回答。
- 「地域共生・安全・安心のまちづくり」の重要度が高く、満足度は低い。

ワークショップ

- いわき市へのアクセスの良さは、好意的に受け止められている一方で、電車の本数などには否定的な意見もある。

まちづくりの基本方向

利便性と快適性の向上に向けて、駅周辺の整備等を着実に進めるとともに、道路や下水道、公共施設などの町内インフラ施設の計画的な維持管理を推進します。また、老朽化対策等を適切に進めることで、安全で持続可能な生活基盤の確保を図ります。

さらに、災害リスクの軽減に向けて、防災・減災対策の強化や避難体制の充実などに取り組み、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

2

健やかで支え合うまち（子育て・福祉・健康）

現況

- ・震災を経て、ほとんどの町民が町に戻っていますが、人口は少しずつ減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいる。
- ・出産祝金の拡充や放課後の過ごし方の支援、研修、食育など、様々な子育て支援に取り組んでいる。
- ・福島県ふたば医療センター附属病院（富岡町）が設立され、医療の充実に取り組んでいる。

アンケート

- 「医療体制の充実」は、重要度が高い。
- 「子ども・子育て支援の充実」は、重要度が比較的高い。

ワークショップ

- 10年後も暮らしたいまちとして、子どもたちが安心して暮らせるまち、という意見がある。
- 雨の日に子どもたちが遊べる場所がない、という意見がある。

有識者ヒアリング

- 福祉関係の担い手の確保が難しくなっている。
- 福祉が必要になる前から予防の観点で町民の状況を把握していきたい。

まちづくりの基本方向

子育て世代が安心して子どもを育てられるよう、相談体制の充実や保育環境の整備など、切れ目のない支援に引き続き取り組み、子育て世代へ寄り添った支援体制を強化します。

また、町民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らせるよう、生活習慣の改善や運動機会の拡充など、多様な支援を通じて、自発的で持続可能な健康づくりを推進します。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健事業と介護予防を一体的に進め、地域全体で支え合う仕組みづくりを促進します。

3

活力とにぎわいのまち（産業・交流）

現況

- ・産業別売上金額は、電気・ガス・熱供給・水道業がほとんどを占める。
- ・農業産出額は、米が最も多く、次いで畜産が多い。
- ・町内に就業・通学する割合が約 6 割で、いわき市からは 1,772 人が通勤・通学で町内に流入。
- ・転入者と転出者の数はほぼ同数。
- ・観光客数は、近年増加傾向。
- ・震災からの復興や、交流を目的としたイベントが数多く開催。

アンケート

- 「商業・サービス業の振興」、「工業の振興」は、満足度が低い。
- 「交流機会の充実」は、満足度が高い。

ワークショップ

- 二ツ沼総合公園や広野町サマフェスに好意的な意見がある一方で、観光地が整備されていないという意見もある。
- 本町の魅力を発掘・発信したい、町外の人々が広野に来る機会を増やしたい、という意見がある。

有識者ヒアリング

- 農業は高齢化による人手不足がある一方で、スマート農業などの取り組み例もある。
- 復興関連の事業は減少しつつある。

まちづくりの基本方向

産業の持続的かつ安定的な発展に向けて、雇用の促進や企業誘致を進めるとともに、多様な手法や新たな取り組みを積極的に取り入れ、地域経済の向上を図ります。

農業では、担い手育成や農地保全、スマート農業の推進により、農家の経営安定化を目指すとともに、地域資源を活用した特産品開発等を進めます。工業では、企業との連携強化や生産基盤の整備を通じて、産業の競争力向上を図ります。また、地域経済や雇用を支える重要な基盤として、火力発電所の存続に向けた取り組みを進めます。商業では、地域特性を活かしたにぎわいづくりや販売力の向上に取り組みます。観光では、地域資源の磨き上げや交流人口の拡大により、観光振興を推進します。

さらに、これらの産業振興と合わせて、多様な主体と連携し、働く場と暮らしの魅力を高めることで、移住・定住の促進に積極的に取り組めます。

4

暮らしやすいまち（生活・環境・共生）

現 況

- ・震災後、ほとんどの町民が帰町しましたが、単身世帯などが増えるなど、コミュニティや暮らし方には変化が見られます。
- ・「広野町ゼロカーボンビジョン」及び「広野町環境基本計画」に基づき、公共施設等への太陽光発電の設置検討など、様々な取り組みを進めています。

アンケート

- 約8割が住み続けたいと回答しています。
- 「商業・生活関連サービス機能の立地促進」は、満足度が低くなっています。
- 環境への取り組みとして「ごみのポイ捨てをしない」、「家庭ごみの分別の徹底」、「買い物の際はマイバッグ（マイかご）を持参する」を実施している人が多くなっています。
- 地域活動への参加意向がある町民は、約4割となっています。

ワークショップ

- 過ごしやすい気候や自然の豊かさ、水や食も含めた魅力について好意的な意見が多くなっています。
- 美味しい食堂があるという意見がある一方で、駅前の商店が少ないことや、身近で広野産の野菜、魚、米などが買えるところが欲しいといった意見も挙がっています。
- 人が優しいという意見がある一方で、近隣の人との会話がな、空き家が多いといった意見も挙がっています。
- 人と人がつながる縁側のような場所をつくりたい、移住者のコミュニティを活かし新たなつながりをつくりたい、という意見が挙がっています。

有識者ヒアリング

- 駅周辺の商店街では高齢化で閉店するところもあるが、ふたば未来学園生徒が訪れるなど明るい雰囲気もある。
- 生鮮食品などの買い物は、町内だと割高な印象がある。

まちづくりの基本方向

町民が安心して暮らせる環境を守るため、生活関連サービスの充実や、交通安全対策、防犯対策を計画的に推進します。

また、民間企業と連携を図りながら再生可能エネルギーの導入や利活用を促進し、エネルギーの地産地消や脱炭素化に資する仕組みづくりを進めます。

さらに、町民一人ひとりの環境意識の向上に努め、地域全体で環境負荷の低減に取り組むことで、持続可能で環境にやさしいまちづくりを推進します。

5

未来につながる学びのまち（教育・生涯学習）

現況

- ・ 広野町立広野こども園、広野小学校、広野中学校、福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校が立地しており、約 900 人以上の子どもたちが本町で学んでいます。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想の人材育成の観点から、教育が果たす役割が大きくなっています。
- ・ 郷土について学ぶ「広野町ふるさと講座」を開催するとともに、各種の伝統文化継承事業などに取り組んでいます。

アンケート

- 「教育の充実」は、満足度が高く、重要度も比較的高くなっています。
- 通学路の安全性に対する自由意見が多く挙がっています。

ワークショップ

- 小学校・中学校・高校が全部あるという好意的な意見がある一方で、広野中学校とふたば未来学園中学校との交流が少ないとの意見も挙がっています。
- 子どもの教育を魅力的にしたい、小中高校生と何かをしたい、という意見が挙げられています。

有識者ヒアリング

- 震災前に途絶えた盆踊りを、若い世代が中心となって復活させ、にぎわっている。
- 正月の伝統行事である「酉小屋」は、アーティストとのコラボにも取り組んでいる。

まちづくりの基本方向

福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校との連携を見据えながら、基礎学力の向上を図るとともに、町立学校独自の魅力ある教育の創出を推進します。また、児童・生徒が安心して学べる教育環境の充実に向け、校舎改築を含めた学校施設の整備について検討を進めます。

また、地域と学校が協働して子どもたちの学びを支える仕組みづくりを推進するとともに、人生 100 年時代に対応した生涯学習の機会を充実させ、誰もが学び続けられる環境を整備します。

さらに、多様な文化活動、スポーツ活動、伝統行事等を支援し、世代を超えて交流と活力が生まれる、豊かな教育・文化環境の形成を目指します。

第3章 政策体系

将来像
つながる力で、
未来が実るまち広野

政 策	基本施策	施策
1 安全・安心で 快適なまち	1-1 都市環境の整ったまち	(1) 生活基盤の充実
	1-2 交通利便性の高いまち	(1) 交通ネットワークの充実
	1-3 災害に強いまち	(1) 災害予防の推進 (2) 防災情報通信網の充実
2 健やかで 支え合うまち	2-1 子どもがのびのびと育つまち	(1) 子ども・子育て支援の充実
	2-2 支えあい、 安心して暮らせるまち	(1) 地域福祉の充実 (2) 高齢者福祉の充実 (3) 障がい者福祉の充実
	2-3 健康で、笑顔のまち	(1) 健康づくりの推進 (2) 医療提供体制の整備
3 活力と にぎわいのまち	3-1 活力のあるまち	(1) 工業の振興 (2) 農業の振興 (3) 商業・サービス業の振興
	3-2 にぎわいのあるまち	(1) 観光・交流の充実 (2) 情報通信基盤の整備 (3) 移住・定住の促進
4 暮らしやすい まち	4-1 暮らしやすいまち	(1) 生活関連サービスの充実 (2) 地域コミュニティの再生 (3) 安全・安心のまちづくり
	4-2 自然とともに生きるまち	(1) 自然との共生 (2) ゼロカーボンの推進
	4-3 すべての町民が輝くまち	(1) 地域共生のまちづくり
5 未来につながる 学びのまち	5-1 豊かな人間性を育むまち	(1) 教育の充実 (2) 子どもの心身を育む機会の充実
	5-2 生涯にわたり学ぶまち	(1) 生涯学習の推進 (2) スポーツの振興

第4章

重点プロジェクト(総合戦略)

国では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を通じて、各自治体に地方創生の取り組みを促してきました。令和7年6月には「地方創生2.0基本構想（以下、「地方創生2.0」という。）」が閣議決定されました。

地方創生2.0では、「強い経済」と「豊かな生活環境」の好循環による「新しい日本・楽しい日本」の創造が目指されており、人口減少という全国的な課題に対しても、地域の魅力や暮らしやすさを高めることで、人の流れを生み出す方向性が示されています。

本町においては、平成27年度に「広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第1期）」、令和2年度に「広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」を策定し、人口減少対策や地域活性化に向けた取り組みを進めてきました。

本計画では、これまでの取り組みを継承・発展させるとともに、国の方針や社会情勢の変化を踏まえ、本計画で取り組む基本施策及び施策を4つの基本目標に整理し、「重点プロジェクト（総合戦略）」として取りまとめます。

なお、地域ビジョンは本計画のまちの将来像「つながる力で、未来が実るまち 広野」と同様、数値目標は各施策の指標と同様とします。

基本目標1 若い世代が働く場があるまち

町民の豊かな暮らしを支え、まちの元気を高めるため、企業の誘致や起業・創業への支援を引き続き進めます。また、企業と連携して働く場所をつくることで、若者をはじめとした移住・定住を促していきます。

加えて、意欲ある商工業者の育成や農業の振興などに取り組み、本町の魅力を活かした新たな産業を育て、若い世代が働く場があるまちを目指します。

本目標に対応する地方創生2.0の政策パッケージ

- (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生
～地方イノベーション創生構想～（人口減少局面でも稼げる地方を創る）
- (3) 人や企業の地方分散（関係人口を活かした都市と地方の支え合い）

(1) 重要業績評価指標 (KPI)

指 標	実績値	目標値
事業所起業件数	7件 (令和6年)	12件 (令和12年)
ふるさと納税の申し込み件数	91件 (令和6年)	500件 (令和12年)
特産品の開発	1件 (令和6年)	2件 (令和12年)

(2) 基本計画の対応する施策

基本施策	施策
3-1 活力のあるまち	(1) 工業の振興
	(2) 農業の振興
	(3) 商業・サービス業の振興
3-2 にぎわいのあるまち	(1) 観光・交流の充実

基本目標 2 若い世代が安心して子育てができるまち

若い世代が、やりがいや充実感を持って安心して働くことのできる環境を整えるとともに、子育てや日々の暮らしと仕事を無理なく両立できる社会の実現を目指します。また、女性が自分らしく活躍できるよう、創業への支援を充実させるとともに、在宅勤務や柔軟な働き方など、多様な雇用の形を広げ、若い世代が安心して子育てができるまちを目指します。

本目標に対応する地方創生2.0の政策パッケージ

- (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
（「若者・女性」への着目、人口減少が進む中でも社会を維持）

(1) 重要業績評価指標（KPI）

指 標	実績値	目標値
待機児童数	0人 (令和6年)	0人 (令和12年)
子育てを楽しんでいる保護者の割合	就学前：93.2% 小学生：88.6% (令和6年)	就学前：95.0% 小学生：90.0% (令和11年)

(2) 基本計画の対応する施策

基本施策	施策
2-1 子どもがのびのびと育つまち	(1) 子ども・子育て支援の充実
5-1 豊かな人間性を育むまち	(2) 子どもの心身を育む機会の充実

基本目標 3 すべての世代が安心して 住み続けることができるまち

本町には、豊かでうるおいのある自然環境が広がり、買い物や医療などの生活に欠かせない施設も身近に立地し、安心して住み続けられる環境が少しずつ整ってきています。今後も、より快適で住みやすい環境づくりを進めます。

東日本大震災を経験したまちとして、町民が安全・安心して生活を送ることができる「災害に強い社会」の実現は不可欠であることから、企業等と連携して防災に関する意識啓発を進めます。

また、町内外の人々が集い、イベント等を通じた交流も広がっていることから、今後も多くの人が訪れ、子どもから高齢者まで、すべての世代が安心して住み続けることができるまちを目指します。

本目標に対応する地方創生2.0の政策パッケージ

- (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
(「若者・女性」への着目、人口減少が進む中でも社会を維持)
- (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生
～地方イノベーション創生構想～ (人口減少局面でも稼げる地方を創る)

(1) 重要業績評価指標 (KPI)

指 標	実績値	目標値
防災訓練の実施	年 1 回 (令和 6 年)	年 2 回 (令和 12 年)
文化・スポーツ振興基金助成金申請件数	13 件 (令和 6 年)	15 件 (令和 12 年)
コミュニティ交流助成金の活用件数 ※目標値は 5 年間の延べ件数とする	26 件 (令和 6 年)	130 件 (令和 12 年)
みかんクラブの会員数 (全町民)	213 人 (令和 6 年)	400 人 (令和 12 年)

(2) 基本計画の対応する施策

基本施策	施 策
1-1 都市環境の整ったまち	(1) 生活基盤の充実
4-1 暮らしやすいまち	(1) 生活関連サービスの充実 (2) 地域コミュニティの再生
5-2 生涯にわたり学ぶまち	(2) スポーツの振興

基本目標 4 すべての世代がデジタルの恩恵を受けるまち

デジタル技術を活用した行政サービスの高度化、教育・福祉分野等での ICT 活用を一体的に進め、利便性と安心を兼ね備えた地域づくりを推進します。

加えて、デジタルに不安のある方への支援を充実し、すべての世代がデジタルの恩恵を受けるまちを目指します。

本目標に対応する地方創生2.0の政策パッケージ

- (4) 新時代のインフラ整備と AI・デジタル等の新技術の徹底活用
(生成 AI 活用や、半導体産業・データセンターの地方分散)

(1) 重要業績評価指標 (KPI)

指 標	実績値	目標値
マゴコロボタン※普及率 ※ 65 歳以上の高齢者一人世帯に設置	18 人 (令和 6 年)	45 人 (令和 12 年)
ひろのアプリ登録者数 ※目標値は 5 年間の延べ人数とする	71 人 (令和 6 年)	350 人 (令和 12 年)

(2) 基本計画の対応する施策

基本施策	施 策
1-3 災害に強いまち	(2) 防災情報通信網の充実
3-2 にぎわいのあるまち	(2) 情報通信基盤の整備

総合戦略と基本計画の関係（再掲）

基本目標	基本計画の対応する施策	
1 若い世代が 働く場があるまち	3-1 活力のあるまち	(1) 工業の振興
		(2) 農業の振興
		(3) 商業・サービス業の振興
	3-2 にぎわいのあるまち	(1) 観光・交流の充実
2 若い世代が安心して 子育てができるまち	2-1 子どもがのびのびと育つまち	(1) 子ども・子育て施策の充実
	5-1 豊かな人間性を育むまち	(2) 子どもの心身を育む機会の充実
3 すべての世代が 安心して住み続ける ことができるまち	1-1 都市環境の整ったまち	(1) 生活基盤の充実
	4-1 暮らしやすいまち	(1) 生活関連サービスの充実
		(2) 地域コミュニティの再生
	5-2 生涯にわたり学ぶまち	(2) スポーツの振興
4 すべての世代が デジタルの恩恵を 受けるまち	1-3 災害に強いまち	(2) 防災情報通信網の充実
	3-2 にぎわいのあるまち	(2) 情報通信基盤の整備

基本計画

基本計画の見方

政策1 安全・安心で快適なまち

政策2 健やかで支え合うまち

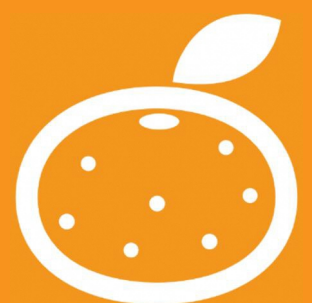
政策3 活力とにぎわいのまち

政策4 暮らしやすいまち

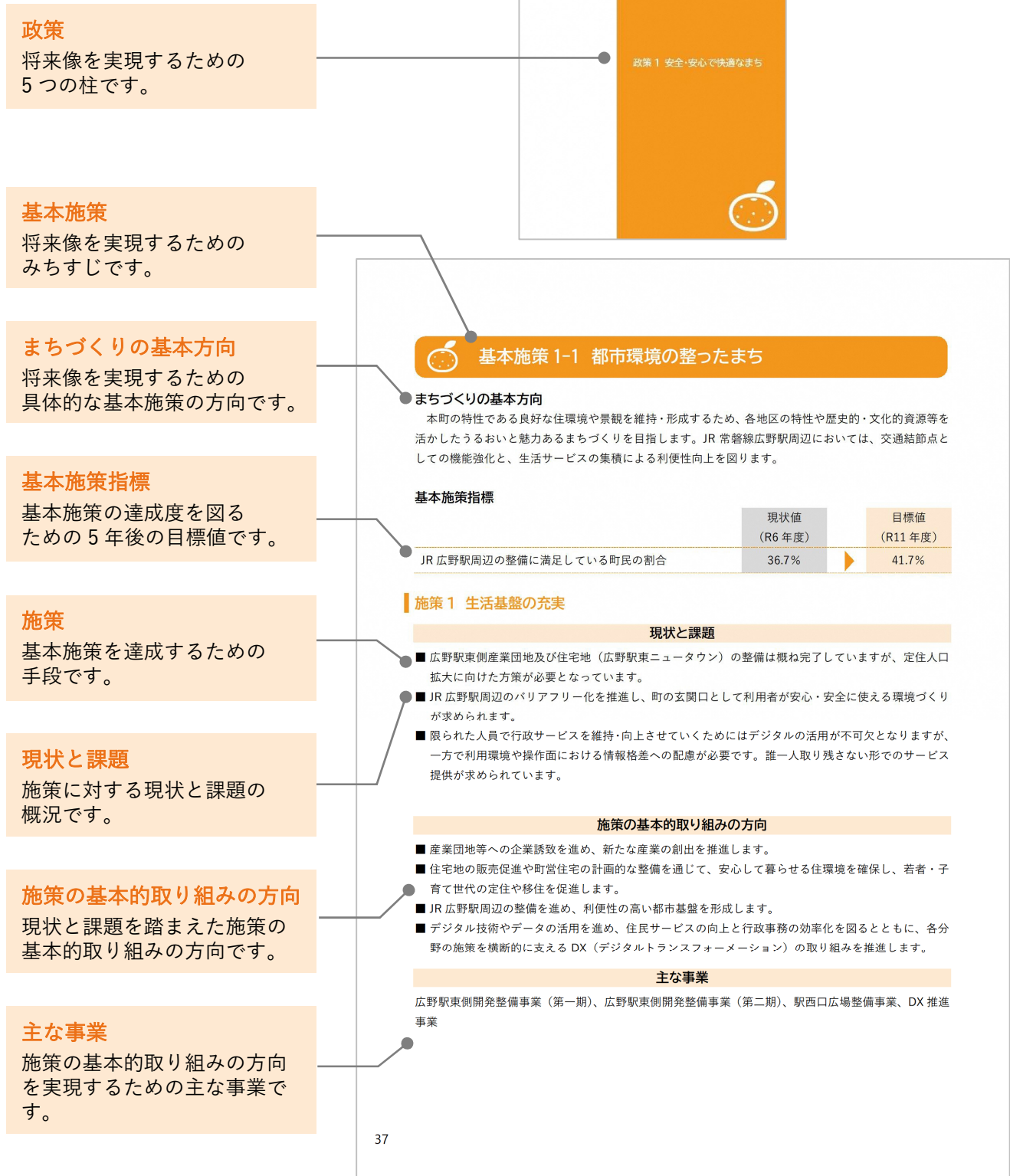
政策5 未来につながる学びのまち

計画の推進

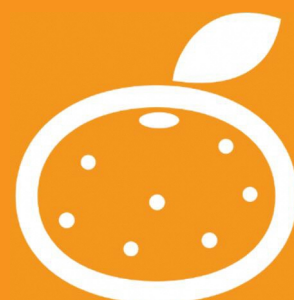
基本計画の見方



基本計画の見方



政策 1 安全・安心で快適なまち





基本施策 1-1 都市環境の整ったまち

まちづくりの基本方向

本町の特性である良好な住環境や景観を維持・形成するため、各地区の特性や歴史的・文化的資源等を活かしたうるおいと魅力あるまちづくりを目指します。JR 常磐線広野駅周辺においては、交通結節点としての機能強化と、生活サービスの集積による利便性向上を図ります。

基本施策指標

	現状値 (R6 年度)		目標値 (R11 年度)
JR 広野駅周辺の整備に満足している町民の割合	36.7%	▶	41.7%

施策 1 生活基盤の充実

現状と課題

- 広野駅東側産業団地及び住宅地（広野駅東ニュータウン）の整備は概ね完了していますが、定住人口拡大に向けた方策が必要となっています。
- JR 広野駅周辺のバリアフリー化を推進し、町の玄関口として利用者が安心・安全に使える環境づくりが求められます。
- 限られた人員で行政サービスを維持・向上させていくためにはデジタルの活用が不可欠となりますが、一方で利用環境や操作面における情報格差への配慮が必要です。誰一人取り残さない形でのサービス提供が求められています。

施策の基本的取り組みの方向

- 産業団地等への企業誘致を進め、新たな産業の創出を推進します。
- 住宅地の販売促進や町営住宅の計画的な整備を通じて、安心して暮らせる住環境を確保し、若者・子育て世代の定住や移住を促進します。
- JR 広野駅周辺の整備を進め、利便性の高い都市基盤を形成します。
- デジタル技術やデータの活用を進め、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るとともに、各分野の施策を横断的に支える DX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みを推進します。

主な事業

広野駅東側開発整備事業（第一期）、広野駅東側開発整備事業（第二期）、駅西口広場整備事業、DX 推進事業



基本施策 1-2 交通利便性の高いまち

まちづくりの基本方向

災害に強い幹線道路や歩行者と自転車利用者が安全で快適に通行できる生活道路の整備を進めるとともに、若い世代や高齢者などが快適に移動できる利便性の高いまちを目指します。また、JR 広野駅周辺等は交通結節点を活かしたまちづくりを進めます。

基本施策指標

	現状値 (R6 年度)		目標値 (R11 年度)
道路交通ネットワークの整備に満足している町民の割合	26.2%	▶	31.2%

施策 1 交通ネットワークの充実

現状と課題

- 全町的な道路ネットワークは、引き続き道路整備の必要性や緊急性を考慮した優先順位を設定し、計画的な事業の推進が求められています。
- JR 常磐線の線路により地区が東西に分断されていましたが、東西をつなぐ広野駅東西自由通路「未来の架け橋」が整備され、災害時の避難路が確保されました。

施策の基本的取り組みの方向

- 安全な道路のネットワークを構築し、狭小道路の改善や通学路の整備・充実を図るとともに、計画的な維持管理を推進します。
- JR 広野駅周辺等の交通結節点を活かしたまちづくりを進めます。

主な事業

道路整備事業、通学路等歩道整備事業、駅西口広場整備事業【再掲】



JR 広野駅駅舎



基本施策 1-3 災害に強いまち

まちづくりの基本方向

災害から町民の尊い生命と大切な財産を守るため、自らの安全は自らが守る「自助」、地域で共に助け合う「共助」、公共が行う「公助」が連携して、だれもが安全で安心して暮らせる環境を築きます。地域の特性を踏まえて安全・安心の道路ネットワークを形成するとともに、日頃から防災教育を通じて町民の防災意識を高めるなど災害に強い防災まちづくりを進めます。

基本施策指標

	現状値 (R6 年度)		目標値 (R11 年度)
災害予防の取り組みに満足している町民の割合	30.1%	▶	35.1%

施策 1 災害予防の推進

現状と課題

- 防災訓練の実施や、地域防災計画をもとに職員が災害時に迅速な行動が取れるかをチェックする等、日頃から防災力を高めるための取り組みが重要です。
- 東日本大震災及び原子力災害の教訓を活かし、広域避難の拠点となる防災拠点の整備が必要となっています。
- 75 歳以上の一人暮らし世帯にマゴコロボタンを配布しており、災害時等の安否確認に活用しています。

施策の基本的取り組みの方向

- 地域の防災力を高めるため、地域防災計画に基づき、迅速かつ的確な行動が取れる体制を確認するとともに、防災訓練の実施や防災備蓄品の計画的な管理を推進します。また、自主防災組織の活動支援や消防団員の確保・育成を推進します。
- ハザードマップの作成・周知を進めるとともに、災害時に必要となる生活インフラとして、上下水道の計画的な整備・管理・補修の徹底を図ります。
- 町民全員の安全確保を目指し、災害時の安否確認体制の充実を図ります。

主な事業

地域防災訓練の実施、防災備蓄倉庫整備事業、河川ハザードマップ事業、上下水道等の生活インフラの整備・管理・補修の徹底、自主防災組織の活動支援、消防団員の確保・育成

施策 2 防災情報通信網の充実

現状と課題

- 災害時の停電の発生に備え、非常用電源設備の整備が求められています。
- 災害時の情報伝達では、防災行政無線や緊急速報メール、さらにはインターネットや SNS などを活用し、あらゆる人に確実に届くよう多様な手段を整備することが求められます。

施策の基本的取り組みの方向

- 災害時の情報システムを確保するため、インターネットを含む多様な通信連絡網を整備するとともに、停電時にも対応可能な非常用電源施設の計画的な整備を推進します。

主な事業

防災行政無線施設整備事業（屋外子局）、防災行政無線個別受信機整備事業、J-ALERT 等自動配信システムの構築



防災訓練



マゴコロボタン



政策 1 安全・安心で快適なまち 事業一覧

基本施策 1-1 都市環境の整ったまち					
事業名	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
広野駅東側開発整備事業（第一期）					
広野駅東側開発整備事業（第二期）					
駅西口広場整備事業					
DX 推進事業					
基本施策 1-2 交通利便性の高いまち					
道路整備事業					
通学路等歩道整備事業					
駅西口広場整備事業【再掲】					
基本施策 1-3 災害に強いまち					
地域防災訓練の実施					
防災備蓄倉庫整備事業					
河川ハザードマップ事業					
上下水道等の生活インフラの整備・管理・補修の徹底					
自主防災組織の活動支援					
消防団員の確保・育成					
防災行政無線施設整備事業（屋外子局）					
防災行政無線個別受信機整備事業					
J-ALERT 等自動配信システムの構築					

政策 2 健やかで支え合うまち





基本施策 2-1 子どもがのびのびと育つまち

まちづくりの基本方向

子どもの安全を守り、健やかな成長を促す環境づくりを進め、地域の見守りとともに、豊かな広野の自然を活かせるよう放射線対策に取り組み、子どもが元気にのびのびと育つまちづくりを推進します。

また、若い世代が安心して子どもを産み、育てることができるよう、若い世代の雇用確保とともに、社会全体で子育てを支援する体制づくりを図り、安心して子育てができるまちを目指します。

基本施策指標

	現状値 (R6 年度)		目標値 (R11 年度)
子ども・子育て支援に満足している町民の割合	21.3%	▶	26.3%

施策 1 子ども・子育て支援の充実

現状と課題

- 子ども・子育て支援の充実を目指すとともに、町民同士、地域ぐるみでの子ども・子育て支援の環境づくりが求められています。
- 保護者同士のコミュニケーションや悩みを相談し合える場など、移住・定住施策と合わせた子育て世代への支援が必要です。
- 障がい児や医療的ケア児、その他配慮が必要な子どもに対しては、個別の援助が必要になることもあり、スタッフの拡充や研修などによる能力の向上を図る必要があります。

施策の基本的取り組みの方向

- 子育て世帯の負担軽減や妊娠・出産から子育てまで安心して取り組める環境を整えるため、出産祝金等による経済的支援の充実や、医療・福祉体制の強化など、総合的かつ切れ目のない子育て支援を推進します。
- 広野町こども家庭センターを中心に、関係機関が連携・協働し、多様なニーズに対応できる環境整備を進めます。

主な事業

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て世帯訪問支援事業、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業、産後ケア事業



基本施策 2-2 支えあい、安心して暮らせるまち

まちづくりの基本方向

町民一人ひとりが尊重され、地域の中で安心して暮らせるよう、地域社会全体で支えあい、誰にとっても優しいまちづくりに取り組みます。町民の誰もが地域社会を構成する大切な一員であり、福祉・保健・医療が連携した総合的な地域福祉を進め、誰もが健康で自立して暮らせるまちを目指します。

基本施策指標

	現状値 (R6 年度)		目標値 (R11 年度)
地域福祉の取り組みに満足している町民の割合	21.3%	▶	26.3%

施策 1 地域福祉の充実

現状と課題

- 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、かつて家族や地域で支えられていた高齢者や要介護者が、外部の支援を必要とするケースが増えています。一方で、行政や事業者などの人材は不足しています。
- ボランティアや NPO など、福祉や医療に携わる多様な組織の参加を拡大し、子どもや高齢者、社会的孤立者など様々な人をサポートするため、地域ぐるみで福祉を支えるまちづくりを継続して実施していく必要があります。

施策の基本的取り組みの方向

- 誰一人取り残さないまちを目指し、地域全体での支えあいや絆をさらに強化するとともに、地域ぐるみでの福祉サービスの提供に努めます。
- 子どもや高齢者、社会的孤立者など、支援が届きにくい人にも対応できるよう、サポート体制の充実を図ります。
- 福祉が必要となる前から住民の状況を把握し、予防や早期の支援につなげます。

主な事業

ボランティア事業、見守りあんしんネットワーク事業、ヤングケアラー相談・支援体制の充実、社会的孤立状態にある人の居場所の設置

施策 2 高齢者福祉の充実

現状と課題

- 高齢者の生活圏域が広範囲化する一方で、サービス供給側の体制やマンパワー不足により、必要なサービスを十分に提供できない状況が生じています。
- 介護予防に努めるとともに、高齢者が生きがいを持って、いつまでも元気に暮らすことのできる環境の整備が求められます。

施策の基本的取り組みの方向

- 高齢者が安心して生活を送れるよう、関係機関と連携し、生活支援の充実や保健・医療・介護・介護予防を一体的に推進するとともに、必要な人に必要なサービスが適切に届く体制の整備を推進します。
- 高齢者が働ける場の提供や長寿のお祝いなど、高齢者が生きがいのある生活を送れるよう、環境の充実に努めます。

主な事業

介護予防事業、日常生活支援総合事業、自立高齢者支援事業、敬老会運営事業、シルバー人材センター事業、介護手当支給事業、外出支援サービス事業

施策 3 障がい者福祉の充実

現状と課題

- 多くの障がい者が、いわき市内の福祉事業所を利用していますが、特に障がい児では送迎時間が長いためサービス利用時間が短くなるなどの課題があります。
- 障がい者の自立支援や地域生活支援を中心に安心して暮らせる環境を整える必要があります。

施策の基本的取り組みの方向

- 誰もが自立した生活を送れるよう、日常生活の支援や各種障がい福祉サービスの充実を図ります。また、公共交通の利用が困難な障がい者に対しては、通所事業所への移動支援等を継続し、安心して生活できる環境の整備に努めます。

主な事業

自立支援事業、地域生活支援事業、車輛移動支援事業



基本施策 2-3 健康で、笑顔のまち

まちづくりの基本方向

町民一人ひとりが自発的・主体的に健康づくり活動に取り組める環境を整えるとともに、各種健康診査、健康教室などを通じて、病気の予防や早期発見に努め、誰もが生涯にわたって心身共に健康で暮らすことができるまちづくりを進めます。適切な医療を受けられる体制を維持し、安心して生活を送ることができるまちを目指します。

基本施策指標

	現状値 (R6 年度)		目標値 (R11 年度)
健康づくりの取り組みに満足している町民の割合	26.2%	▶	31.2%

施策 1 健康づくりの推進

現状と課題

- 本町では、肥満及び高血圧・糖尿病などによる循環器疾患が多い傾向があり、対策の充実が求められます。
- 特定健康診査やがん検診の受診促進、健診結果に基づく保健指導、食生活改善推進協議会との連携等を通じ、町民が自主的に健康管理できる環境整備が重要です。

施策の基本的取り組みの方向

- 町民一人ひとりが主体的に健康を維持・管理できるよう、健診や予防活動、日常的な健康づくりに関する啓発事業を行うとともに、インセンティブ制度の導入及びマイトレ¹の推進により生涯にわたって自発的かつ持続可能な健康づくりを促進します。

主な事業

健康増進事業、生活習慣病等予防事業、各種検診事業、重症化予防事業、保健センタートレーニングルーム運動支援事業、運動づくり運動事業助成金交付事業、人間ドッグ助成事業、脳ドッグ助成事業、健康ポイント事業

¹ マイトレ：町民が日常生活において、「毎日」、「マイペース」で取り組める持続可能な健康づくりを意識したトレーニングを推奨すること

施策 2 医療提供体制の整備

現状と課題

- 本町では、東日本大震災以降の課題であった休日・祝日の診療体制が整備され、適切な医療サービスを受けられる環境が整いつつあります。さらに、令和 8 年度内には透析医療機関が町内で開業する見込みとなっており、医療提供体制の充実が期待されます。
- 子育て世帯が安心して医療サービスを受けられる環境を整えるため、小児科専門医による診療体制の確保が求められています。

施策の基本的取り組みの方向

- 町民が安心して暮らせるよう、関係機関と連携し、地域医療体制や救急体制の維持・充実に努め、迅速かつ適切な医療サービスの提供を推進します。

主な事業

小児科医によるオンライン診療



政策 2 健やかで支え合うまち 事業一覧

基本施策 2-1 子どもがのびのびと育つまち					
事業名	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
利用者支援事業					
地域子育て支援拠点事業					
妊婦健康診査事業					
乳児家庭全戸訪問事業					
養育支援訪問事業					
子育て短期支援事業					
一時預かり事業					
病児・病後児保育事業					
放課後児童健全育成事業					
子育て世帯訪問支援事業					
妊婦等包括相談支援事業					
乳児等通園支援事業					
産後ケア事業					
基本施策 2-2 支えあい、安心して暮らせるまち					
ボランティア事業					
見守りあんしんネットワーク事業					
ヤングケアラー相談・支援体制の充実					
社会的孤立状態にある人の居場所の設置					
介護予防事業					
日常生活支援総合事業					

基本施策 2-2 支えあい、安心して暮らせるまち（つづき）					
事業名	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
自立高齢者支援事業					
敬老会運営事業					
シルバー人材センター事業					
介護手当支給事業					
外出支援サービス事業					
自立支援事業					
地域生活支援事業					
車輜移動支援事業					
基本施策 2-3 健康で、笑顔のまち					
健康増進事業					
生活習慣病等予防事業					
各種検診事業					
重症化予防事業					
保健センタートレーニングルーム運動支援事業					
運動づくり運動事業助成金交付事業					
人間ドッグ助成事業					
脳ドッグ助成事業					
健康ポイント事業					
小児科医によるオンライン診療					

政策 3 活力とにぎわいのまち





基本施策 3-1 活力のあるまち

まちづくりの基本方向

豊かな町民生活を支え、まちの活力を高めるために、創業支援や企業誘致を進めるとともに、起業家精神に富む商業者の育成、農業の復旧と新たな農業の振興など、活気とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

基本施策指標

	現状値 (R6 年度)		目標値 (R11 年度)
工業の振興に満足している町民の割合	15.0%		24.0%
農業の振興に満足している町民の割合	18.9%		24.0%
商業・サービス業の振興に満足している町民の割合	12.2%		24.0%

施策 1 工業の振興

現状と課題

- 航空・宇宙産業や医療分野などの福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、企業誘致の推進と立地企業への支援が求められます。
- 町内の産業団地においては、企業への支援や情報発信に努め、雇用の拡大や人口増加を促進する必要があります。
- 企業への総合的な支援を進めるとともに、人材確保及び人材育成の取り組みを推進し、働きやすい環境づくりや雇用機会の拡大を図ることで、町内企業への就業の促進につなげます。

施策の基本的取り組みの方向

- 産業団地への積極的な企業誘致を進め、地域産業の振興や雇用の創出につなげます。
- 町内へ立地する企業や既存の事業所の増設等に対し、助成金や報奨金等の支援を行います。

主な事業

広野駅東側開発整備事業（第一期）【再掲】、東町産業団地整備事業、広野町企業立地促進事業

施策 2 農業の振興

現状と課題

- 農業従事者の減少と高齢化が進んでいることから、担い手や新規就農者の育成、先端技術の導入の推進が求められます。
- 農業の魅力・地域ブランドの発信や特産品の販売促進や消費拡大を通じて、農作物の付加価値向上を図る必要があります。
- 農業生産の維持に向け、農用地など地域資源の保全管理を支援するとともに、有害鳥獣対策を強化する必要があります。

施策の基本的取り組みの方向

- 農業の担い手育成や最先端技術の導入、農業の6次化の検討、並びに特産品の販売促進や消費拡大を通じて、農業の活性化と地域経済の振興を推進します。
- 担い手農家が効率的かつ安定的に経営できるよう、国・県・関係機関と連携し、経営規模の拡大やスマート農業の導入を支援します。
- 耕作放棄地対策として、担い手への農地集積や多様な活用の促進に取り組むとともに、有害鳥獣による農作物や生活環境への影響の抑制を地域や町民と連携し、対策を進めます。

主な事業

広野町環境保全型農業推進事業、広野町景観形成作物奨励事業、広野町水稻特別栽培米推進事業、農業6次産業化の推進、広野町農業次世代人材育成奨学金事業、広野町担い手確保支援事業、広野町振興作物収穫奨励事業



みかんジュース



とんぼのめがね米

施策 3 商業・サービス業の振興

現状と課題

- 購買力の流出や後継者不足により地域商業の活力低下が続く一方、JR 広野駅周辺の整備や役場前への公設商業施設の出店により商業集積への期待も高まっています。
- 町内では地域の復興・再生を目指す企業も見られることから、さらなる地域活性化を目指し、起業・創業や既存事業者の事業の環境を整えるなどの支援が必要です。

施策の基本的取り組みの方向

- 商工会等の関係機関と連携し、地域事業者に対する経営支援や人材育成、販路拡大などの取り組みを推進することで、地域産業の活性化を図ります。
- 町内の企業への支援策として、国・県の補助事業などを活用し、商業の再生を支援します。
- 町内の店舗等を積極的に利用してもらえよう、恒常的な仕組みづくりや支援策を検討します。
- 創業支援を進め、出店しやすい環境づくりや事業継続への支援を行うことで、商業機能の維持とにぎわいの創出を図ります。

主な事業

広野駅前及び商店街活性化事業



広野町公設商業施設「ひろのてらす」



基本施策 3-2 にぎわいのあるまち

まちづくりの基本方向

まちの資源を発掘し、広野ブランドとして磨き、町民が本町に愛着と誇りを持って広く地域内外に発信することによって、多くの人々から訪れたいと思われるまち、住んでみたくなるまち、そして住み続けたくなるまちづくりを進めます。

基本施策指標

	現状値	目標値
交流機会の創出に満足している町民の割合	41.3% (R6 年度)	46.3% (R11 年度)
移住相談件数	137 件 (R6 年度)	200 件 (R12 年度)

施策 1 観光・交流の充実

現状と課題

- ニツ沼総合公園は、ふれあいフェスタや広野町サマフェス等のイベントの実施やトロピカルミュージアムでのバナナ栽培等が行われており、交流人口の拡大に取り組んでいます。
- 「ひろの童謡まつり」は、童謡文化の普及や全国への「童謡のまち・ひろの」の PR に加え、地域内外の教育機関や音楽団体と連携した交流の場となっています。

施策の基本的取り組みの方向

- ニツ沼総合公園を中心に各種イベント等の開催を支援するとともに、『童謡のまち・ひろの』としての地域の魅力や豊かな自然を積極的に発信し、交流人口の拡大につなげます。

主な事業

広野町サマフェス、ニツ沼ふれあいフェスタ、ひろの童謡まつり



広野町サマフェス



ひろの童謡まつり

施策 2 情報通信基盤の整備

現状と課題

- 本町では、紙ベースの情報に加え、町の公式ホームページや SNS ツール、公式スマートフォンアプリを活用した情報発信を行っています。今後は、既存のツールを最大限活用し、必要な情報を効果的に発信するため、職員の専門知識の習得が必要です。

施策の基本的取り組みの方向

- DX（デジタルトランスフォーメーション）に対応できるよう、誰もが不便なく利用できる情報通信基盤の整備を進めるとともに、行政や地域におけるデジタル活用を推進し、専門的人材の育成にも取り組みます。

主な事業

情報発信体制の充実

施策 3 移住・定住の促進

現状と課題

- 本町は、東日本大震災により全町避難を余儀なくされたが、現在は 9 割が帰還しています。
- 少子高齢化の影響により人口減少が進むと予測されることから、持続可能なまちづくりを進めるために移住・定住の促進が重要です。
- 地域おこし協力隊は、本町の特性や資源を活かしながら、地域の新たな魅力や価値を再発見し、本町の可能性を広げる役割を担っています。
- ふるさと納税制度を活用し、本町とつながりを持つ人を増やすことが求められています。

施策の基本的取り組みの方向

- 地域住民と連携し、移住・定住希望者の受入体制を強化するとともに、地域おこし協力隊制度等を活用して担い手不足の解消と地域の活性化を推進します。
- ふるさと納税では、町内の地場産品を活用した返礼品の充実を図り、地域の特色を広く発信することで、関係人口の拡大につなげます。

主な事業

情報発信・相談窓口に関する事業、UIJ ターン者の就職支援体制の整備、移住者への各種支援制度の整備

政策 3 活力とにぎわいのまち 事業一覧

基本施策 3-1 活力のあるまち					
事業名	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
広野駅東側開発整備事業（第一期）【再掲】					
東町産業団地整備事業					
広野町企業立地促進事業					
広野町環境保全型農業推進事業					
広野町景観形成作物奨励事業					
広野町水稻特別栽培米推進事業					
農業 6 次産業化の推進					
広野町農業次世代人材育成奨学金事業					
広野町担い手確保支援事業					
広野町振興作物収穫奨励事業					
広野駅前及び商店街活性化事業					
基本施策 3-2 にぎわいのあるまち					
広野町サマフェス					
ニッ沼ふれあいフェスタ					
ひろの童謡まつり					
情報発信体制の充実					
情報発信・相談窓口に関する事業					
UIJ ターン者の就職支援体制の整備					
移住者への各種支援制度の整備					

政策 4 暮らしやすいまち





基本施策 4-1 暮らしやすいまち

まちづくりの基本方向

日々の安全・安心を高めるとともに、利便性向上につながる生活基盤を充実させることで、誰もが暮らしやすい環境をつくります。また、地域のコミュニティを育み、住民、行政、関係機関が協力して誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本施策指標

	現状値 (R6 年度)		目標値 (R11 年度)
安全・安心のまちづくりに満足している住民の割合	22.7%	▶	27.7%

施策 1 生活関連サービスの充実

現状と課題

- JR 広野駅西側地区の商店街は後継者不足などで厳しい状況が続く一方、福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校の開校や広野駅東西自由通路の開通により、新たな需要に応じた商業展開が期待されます。
- JR 広野駅東側地区は、商業や生活関連サービス、医療機能が整備されたことで住民増加が見込まれることから、駅西側地区との連携や地区全体のさらなる活性化が求められます。
- ニツ沼総合公園など、本町の公園は住民の憩いや交流の場として親しまれていることから、安全性の確保や多世代が利用しやすい公園づくりが求められています。

施策の基本的取り組みの方向

- JR 広野駅の東西エリアの一体的なにぎわい創出を目指し、駅西側地区の商店街の活性化や、駅東側地区の商業機能の充実を図り、利便性と交流性の高い拠点形成を推進します。
- 公園施設の適切な維持管理と安全性の確保を図るとともに、公園の利活用や管理について、住民や団体等との協力体制の構築を進めます。

主な事業

広野駅前及び商店街活性化事業【再掲】、広野駅東側開発整備事業（第一期）【再掲】、広野駅東側開発整備事業（第二期）【再掲】

施策 2 地域コミュニティの再生

現状と課題

- 地域コミュニティの再生のための支援を行っており、行政区の総会などに活用されています。今後は行政区内の交流会など、多様な活用が期待されます。
- 地域や住民自らが地域コミュニティの再生・復興の方向性を描き、魅力ある地域づくりを進めることが重要であるため、町民の活動への情報提供や積極的な支援を行うことが求められます。

施策の基本的取り組みの方向

- 行政区を中心とした地域コミュニティづくりを推進し、地域住民の親睦や情報交換等、各種活動を積極的に支援するとともに、安心して暮らせる地域社会の形成に努めます。

主な事業

広野町コミュニティ交流事業助成金



施策 3 安全・安心のまちづくり

現状と課題

- 町内には、帰還困難区域等からの避難者や復興事業の従事者、福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校の県外出身の生徒など、様々な人が居住しており、町民も含めすべての人が安心・安全に過ごせるまちづくりが必要です。
- 町内の防犯灯は LED 化が実施され、見守りカメラは町内の小学校、中学校、高校の通学路を中心に 25 か所に整備が完了しています。
- 安心・安全な住環境を維持するため、老朽化や長期間空き家となっている住宅は適切な管理が必要です。
- 町民の放射線に対する不安払拭への取り組みが必要です。

施策の基本的取り組みの方向

- 「安心・安全ネットワーク会議」を通じて関係機関と連携・情報共有を行い、交通安全や防犯対策を強化することで、誰もが安心して暮らせる地域環境を形成します。
- 防犯灯や見守りカメラの維持・管理・新規設置の検討を進め、地域の犯罪防止・防災対策を強化します。また、空き家の適切な管理や利活用、発生抑制に取り組み、安全・安心な住環境の維持を図ります。
- 町民の防火意識を高める啓発活動と、消防団員の確保・育成を推進し、地域の自主防災力と初期消火体制を強化します。
- 放射線に関する相談ができる体制を維持するとともに、環境放射線モニタリング調査を実施し、住民の安心確保につなげます。

主な事業

安心・安全ネットワーク会議、防犯灯・見守りカメラの整備



消防団





基本施策 4-2 自然とともに生きるまち

まちづくりの基本方向

本町には、五社山や高倉山をはじめ、東に流れる北迫川、浅見川、折木川などの河川や二ツ沼や西の沢ため池など豊かな自然があります。箒平地区については、丘陵地形と里山環境が織りなす原風景を有し、本町の水源地である浅見川や豊かな植生・多様な生物が生息する自然環境と、童謡「とんぼのめがね」誕生の地としての文化的価値を併せ持つ地域です。また、「みかんの花咲く実りの丘」の実現に向けて、昭和 60 年に「みかんの丘」を整備し、子どもたちがみかんの収穫を楽しみながら、自然や地域への親しみを育んでいます。これらを保全し、次世代へ継承するため、放射線対策を進めつつ、水と緑を守り育て、人と自然が共生するまちづくりを推進します。

また、ごみの減量・資源化や再生可能エネルギーの活用を町民・事業者・行政が連携して進め、環境にやさしい資源循環型社会を目指します。

基本施策指標

	現状値		目標値
自然との共生に満足している町民の割合	21% (R6 年度)		26% (R11 年度)
1 人 1 日当たりのごみ排出量	1,024 g (R4 年度)		881g (R11 年度)

施策 1 自然との共生

現状と課題

- 本町は、豊かな自然に恵まれています。近年は気候変動や森林環境の変化に伴い、自然環境への影響が懸念されています。
- 本町は、福島県で初めて恐竜の化石が発見されたことから、「化石の町」として知られています。また、温暖な地域であることから、希少な動植物が生息する豊かな自然環境を有しています。
- 森林は、原子力災害により広範囲に汚染され、住宅地周辺の森林は国の基準における一定の範囲において除染がなされています。
- 民有林の整備が進まない状況が続いていることから、森林整備に向け、計画的な事業の執行が求められています。
- 広野駅東側地区の防災力を高めるため、平成 27 年度にひろの防災緑地の整備が完了しました。

施策の基本的取り組みの方向

- 自然環境の保全に向け、地域全体で見守りと情報共有を図るとともに、環境保全意識の醸成を促進します。
- 化石資源や豊かな自然環境を適切に保全・活用するとともに、その魅力の発信を図り、地域資源を活かしたまちづくりを推進します。
- 森林再生に向けた計画的な除染活動を進めるとともに、木材搬出に必要な林道整備を推進します。
- 防災機能を高めるために、関係機関との連携し、地域全体での防災力強化に努めます。
- ひろの防災緑地は、地域住民や町、県が連携して維持管理を進めます。

主な事業

ふくしま森林再生事業、林業専用道整備事業

施策 2 ゼロカーボンの推進

現状と課題

- 「広野町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、地球温暖化防止や二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、発電所事業者や町内企業、関係機関、町民と連携した持続可能な地域づくりに取り組むことが求められます。

施策の基本的取り組みの方向

- 次世代に本町の豊かな自然と里山、美しい水を残すため、町内の事業者、関係機関、町民と一体となって、2050年までに二酸化炭素排出の実質ゼロを目指します。
- ごみの減量・資源化や再生可能エネルギーの活用を町民・事業者・行政が連携して進め、環境にやさしい資源循環型社会を目指します。

主な事業

環境に配慮した機材の導入や都市環境の整備、資源の再利用・有効活用



日本一美しい日の出のまち



基本施策 4-3 すべての町民が輝くまち

まちづくりの基本方向

年齢、性別、障がいなどについて、町民一人ひとりが互いの多様性を認め合う公平な社会を目指します。町民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に対等に参画できる環境や、地域に暮らす様々な人に対応できるまちづくりを進めます。

基本施策指標

	現状値 (R6 年度)		目標値 (R11 年度)
地域共生のまちづくりに満足している町民の割合	11.9%	▶	16.9%

施策 1 地域共生のまちづくり

現状と課題

- 町内には、復興事業等に従事する人や県内外からの移住者等、様々な人が居住していることから、互いを理解し、支え合うことで共生のまちを育んでいく必要があります。
- 多様性を認め合い、人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しや改善、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援する必要があります。

施策の基本的取り組みの方向

- 町に関わるすべての人の人権尊重と男女共同参画を推進し、男性の育児休暇取得や女性の働きやすさ、子育てと就業の両立などについて町民に広く周知し、理解と協力を促進します。
- アートイベント等を通じて、関係人口を創出し、多様な交流でつながるまちづくりを推進します。

主な事業

男女共同参画事業などの推進、アートイベント



アートイベント

政策 4 暮らしやすいまち 事業一覧

基本施策 4-1 暮らしやすいまち					
事業名	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
広野駅前及び商店街活性化事業【再掲】					
広野駅東側開発整備事業（第一期）【再掲】					
広野駅東側開発整備事業（第二期）【再掲】					
広野町コミュニティ交流事業助成金					
安心・安全ネットワーク会議					
防犯灯・見守りカメラの整備					
基本施策 4-2 自然とともに生きるまち					
ふくしま森林再生事業					
林業専用道整備事業					
環境に配慮した機材の導入や都市環境の整備					
資源の再利用・有効活用					
基本施策 4-3 すべての町民が輝くまち					
男女共同参画事業などの推進					
アートイベント					

政策 5 未来につながる学びのまち





基本施策 5-1 豊かな人間性を育むまち

まちづくりの基本方向

子どもたちが学ぶ意欲や時代の変化に対応する力を身につけられる機会と環境を整え、個性を伸ばせるまちを目指します。

学校や家庭、地域が連携し、学力や体力、社会性や豊かな人間性を養うことができる学校づくりと、地域や自然、多世代との交流や国際交流など様々な経験ができる環境づくりを進め、豊かな心と確かな学力を身につけることができるまちづくりを進めます。

基本施策指標

	現状値 (R6 年度)		目標値 (R11 年度)
教育の取り組みに満足している市民の割合	30.1%	▶	35.1%

施策 1 教育の充実

現状と課題

- 教育の丘には、幼児教育から高等教育機関までが隣接して整備され、さらなる教育サービスの充実や各施設間の連携、切れ目ない支援体制の強化が求められます。
- 放課後子ども教室は、地域社会連携・協働した教育活動が求められています。
- 中学生を対象とした「グローバル・デイ」事業では、東日本国際大学の留学生との交流等を通し、グローバル人材の育成が行われています。

施策の基本的取り組みの方向

- 園・小・中の連携強化による切れ目のない学びや教育環境の整備を推進するとともに、特別な支援を要する子どもたちへの支援体制を充実させます。
- 教育活動の充実を図るとともに、地域との連携を強化し、学校・家庭・地域が一体となった学びの環境を整備します。
- 放課後の児童に安心・安全な活動の場を提供し、スポーツや文化活動、地域住民との交流を通じて学習機会を充実させます。
- 東日本国際大学と連携した「グローバル・デイ」事業を実施し、広い視野に立って物事を考えられる人材の育成を促進します。

主な事業

確かな学力・豊かな心を育成する学校教育の推進、グローバル教育の推進、園長・校長会の開催、地域と学校が協力する学びの推進

施策 2 子どもの心身を育む機会の充実

現状と課題

- 児童館では、放課後や夏休みを活用して、学校、保健センター、老人クラブ、みかんクラブなどと連携し、“遊び”を通じた交流会などを開催しており、障がい児も受け入れています。
- 特別な支援を必要とする子どもに対しては、個別の援助が必要であり、スタッフの拡充や研修などによる能力の向上を図る必要があります。
- これからの学校には、地域社会と連携協働した教育活動が求められています。学校と家庭、地域住民、社会教育機関等が、学校を核とした地域社会全体で子どもを育む環境を整備します。
- 令和7年度に広野町学校給食共同調理場が改築され、安全・安心な学校給食を提供できる環境が整備されています。今後、全町民に向けた食育の拠点となることが期待されています。

施策の基本的取り組みの方向

- 放課後等を活用し、地域人材の協力や地域住民との交流を通じて、児童の健全育成と学習機会の充実を図ります。
- 子ども一人ひとりの学びを保障していきます。発達や心のケア等で何らかの困難な状況を抱える子どもたちが安心して教育を受けることができるように支援の充実を図ります。
- 地産地消を含む食育を通じて、自らの健康や環境、地域とのつながりを学べるよう、関係機関と連携して推進します。
- 学校給食における地元農産物の活用を進め、地産地消の推進と安定した供給体制を維持します。また、全町民が食への関心や地域への理解を深められるよう、取り組みを推進します。

主な事業

児童健全育成事業、学びのセーフティネットの推進、広野町放課後子ども教室、放課後児童健全育成事業、青少年健全育成事業、食育の推進、給食試食会



鼓笛パレード



基本施策 5-2 生涯にわたり学ぶまち

まちづくりの基本方向

町民が生涯にわたって学び、自己研さんや生きがいを深めることを通じて、豊かな生活と社会参画を実現できる環境を目指します。文化・芸術、スポーツ等の交流をきっかけとして、世代を超えたつながりや交流が生まれることで、地域の活性化を促進します。また、伝統芸能の継承のため、町民や子どもたちが学び理解を深める機会を増やし、関心を高める取り組みが必要です。

基本施策指標

	現状値 (R6 年度)		目標値 (R11 年度)
生涯学習の取り組みに満足している町民の割合	17.1%		22.1%
スポーツの振興に満足している町民の割合	28.0%		33.0%

施策 1 生涯学習の推進

現状と課題

- 町民一人ひとりが自己研さんや生きがいづくりを通じて社会参画や地域・コミュニティの活性化に取り組むことが求められています。
- 生涯学習の充実には中長期的な視点が不可欠であり、学校教育や産業、町民ボランティア等と連携・協働することが求められています。
- 伝承者の高齢化や後継者不足、行事参加者の減少が懸念されることから、地域の歴史や文化を身近に感じ理解を深められる場の提供が必要です。

施策の基本的取り組みの方向

- 一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、生涯にわたり多様な学習機会を得て、その成果を活かせる社会の実現に努めます。
- 本町のアイデンティティを継承するため、文化財の保全・活用や伝統文化の継承に取り組むとともに、伝統行事への参加を促し、町民が主体的に関われる機会を創出します。また、若者の参加促進や担い手の育成・確保に取り組み、継承基盤の強化を図ります。
- 地域における文化・スポーツ等に取り組む人材を活用するとともに、各団体等の活動を支援し、生涯学習・社会教育の推進を図る。

主な事業

広野町ふるさと講座、広野町文化財発掘事業、生涯学習発表会、青少年健全育成事業【再掲】

施策 2 スポーツの振興

現状と課題

- 町内では、地域や学校でのスポーツ活動が行われ、健康づくりや交流に寄与していますが、指導者の高齢化や競技人口の減少、施設の老朽化などへの対応が求められています。
- Jヴィレッジは、全国有数のスポーツ拠点として高いポテンシャルを有し、浜通り地域の復興と地域活性化に大きく貢献しています。一方で、稼働率の平準化、アクセス改善、地域連携の強化、用途拡大が求められています。

施策の基本的取り組みの方向

- “スポーツのまち”としての特色を高めるため、Jヴィレッジの活性化を図り、町民のスポーツ活動を促進するとともに、全国・世界に向けてこの特色を発信します。
- スポーツを通して、体力や健康の維持・増進に加え、多様な人々との交流を促進します。
- 総合型地域スポーツクラブ等と連携し、誰もがスポーツを楽しめる機会を充実させます。

主な事業

Jヴィレッジを拠点とした地域振興事業、総合型地域スポーツクラブの支援

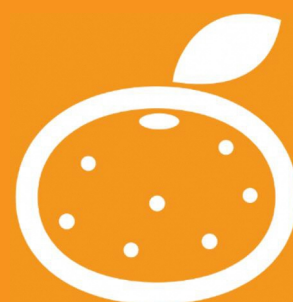


Jヴィレッジハーフマラソン

政策 5 未来につながる学びのまち 事業一覧

基本施策 5-1 豊かな人間性を育むまち					
事業名	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
確かな学力・豊かな心を育成する学校教育の推進					
グローバル教育の推進					
園長・校長会の開催					
地域と学校が協力する学びの推進					
児童健全育成事業					
学びのセーフティネットの推進					
広野町放課後子ども教室					
放課後児童健全育成事業					
青少年健全育成事業					
食育の推進					
給食試食会					
基本施策 5-2 生涯にわたり学ぶまち					
広野町ふるさと講座					
広野町文化財発掘事業					
生涯学習発表会					
青少年健全育成事業【再掲】					
Jヴィレッジを拠点とした地域振興事業					
総合型地域スポーツクラブの支援					

計画の推進



計画の推進

1. 町民が主役で自ら参画するまちづくり

取り組みの考え方

本町のまちづくりは、復興への取り組みを基盤としつつ、持続的な発展と次世代につなぐ新たなステージへと進んでいます。町民一人ひとりが主役となって取り組みを進め、行政や関係団体、事業者と地域の課題や将来の姿を共有することで、協働のまちづくりを目指します。

主な取り組み

人と人がつながるまちづくりの推進

- 交流の機会や参加の場の充実を図ることで、人と人のつながりや地域への愛着を深め、主体的に地域活動に参画できる環境づくりを進めます。
- まちづくり活動の活性化に向け、地域の活動団体やコミュニティ活動に対し積極的な支援を行います。
- まちづくりに関わる人や団体の活動内容を広く発信し、町民の参加を促します。

広報・広聴活動の充実

- ホームページ、広報ひろの、アプリ、SNS など、様々な広報メディアを活用して媒体の特性に応じた効果的な広報活動を行い、分かりやすい行政情報の発信を推進します。
- 町民の声を的確に反映するため、多様な手法を活用し、参加しやすい広聴活動を推進します。

行政への関心醸成

- 町民が行政の取り組みや町政の動きを身近に感じ、理解を深められるよう、多様な媒体を活用して情報発信を推進します。
- 広聴活動から得られた町民の声を丁寧に受け止め、町政に反映する仕組みを充実させることで、行政と町民のコミュニケーションを促進します。

2. 新たな行政課題に対応できる役場づくり

取り組みの考え方

社会情勢の変化や行政課題に、限られた人材、財源の中でも的確に対応できるよう、職員の資質向上やDX（デジタル変革）の推進を図ります。効率的な行政運営を行い、行政サービスの充実と持続可能なまちを目指します。

主な取り組み

組織の適正化と人材の育成

- 組織運営の最適化や組織横断的な連携の強化を図り、町民ニーズに的確に対応します。
- 職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備と、研修の充実による人材育成を推進し、質の高い行政サービスの提供につなげます。

行政サービスの効率化・充実化

- 行政運営のDX化の推進により、町民満足度の高い行政サービスや高度化・複雑化する事務作業の効率化を目指します。
- マイナンバー制度の安全な利活用を促進し、行政運営の効率化や町民の利便性向上に取り組めます。

近隣自治体や関係自治体との連携

- 共通する課題や目的を有する近隣自治体との広域連携を推進し、行政事務の効率化や行政サービスの向上を図ります。
- 災害協定を結ぶ自治体との交流・連携を継続し、協力体制の構築を推進します。

3. 計画的な行政の推進

取り組みの考え方

持続可能な行財政運営の推進に向け、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善・見直し（Action）のマネジメントサイクルに基づき、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し、計画・行財政改革・予算が一体となった運営を進めます。

主な取り組み

健全な財政運営

- 将来にわたり安定した行政サービスを提供していくため、歳入・歳出のバランスを確保し、持続可能な財政運営を推進します。
- 財政構造の改善など、財政の健全性の維持・向上に継続的に取り組みます。

公共施設の効果的な活用

- 公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な視点による公共施設の適切な維持・管理に取り組み、持続可能で質の高い公共サービスの提供を目指します。
- 民間の知見や活力の導入を検討・活用し、サービスの質の向上と運営の効率化を進めます。

行政評価体制の充実

- PDCA サイクルに基づき施策・事務事業を評価・改善し、計画の進行管理や予算編成に活用することで、効果的な行政運営を推進します。
- 行政評価支援システム、事務事業評価システムの導入に向けた取り組みを進め、施策・事業の実効性の向上と効率化・簡素化を推進します。

資料編

- 1.第六次広野町町勢振興計画策定過程
- 2.広野町総合振興計画策定要綱
- 3.広野町総合振興計画審議会規則
- 4.広野町総合振興計画審議会委員名簿
- 5.広野町総合振興計画審議会への諮問及び答申

資料編

1. 第六次広野町町勢振興計画策定経過

策定過程

開催日	内容等
令和 6 年 9 月 30 日～10 月 14 日	町民アンケート
令和 6 年 9 月 27 日～10 月 2 日	庁内ヒアリング
令和 7 年 2 月 11 日	第 1 回まちづくり懇談会
令和 7 年 7 月 12 日	第 2 回まちづくり懇談会
令和 7 年 9 月 17 日～10 月 7 日	関係機関ヒアリング
令和 8 年 1 月 22 日	広野町総合振興計画審議会への諮問
令和 8 年 2 月 5 日	第 1 回総合計画審議会
令和 8 年 3 月 6 日	第 2 回総合計画審議会
令和 8 年 4 月 16 日	広野町総合振興計画審議会からの答申
令和 8 年●月●日～●月●日	パブリックコメント

2. 広野町総合振興計画策定要綱

第1 計画の策定

広野町総合振興計画（以下「計画」という。）の策定は、この要綱に定めるところによる。

第2 計画策定の基本方針

（1）計画の目的

豊かで、活力と潤いのある新しい時代の町づくりを推進するため、広い視野から長期展望に立った総合的な計画を樹立する。

（2）計画年次

計画年次は、次のとおりとする。

- ① 目標年次 西暦 2035 年（令和 17 年）を目標年次とする。
- ② 初年次 令和 8 年度を計画の初年次とする。
- ③ 資料の基準年次 計画策定に使用する基礎資料は、最新のものとする。ただし、国勢調査に関する資料は、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年及び令和 2 年のものとする。

（3）計画の構成

この計画は、基本構想及び基本計画の 2 つの構成とする。

- ① 基本構想 町の歴史、自然条件を踏まえ理想に満ちた町の将来像を描く。
- ② 基本計画 基本構想に基づき、計画の目標及び基本政策の内容を明らかにする。

第3 計画の期間

基本構想は、10 年間を目標とする。基本計画は、目標年次（前期基本計画（令和 12 年度）、後期基本計画（令和 17 年度））に計画の内容を見直す。

第4 計画策定の推進体制

- （1）計画策定に当たり、専門的立場から指導助言を得るため、学識を有する方々に協力を依頼することができる。
- （2）計画内容に広く町民の意志を反映させるため「広野町総合振興計画審議会」を設置する。

第5 計画策定の手続き

計画策定の手続きは、次のとおりとする。

- （1）基本方針の決定
- （2）基礎調査の実施
- （3）資料の収集
- （4）素案の作成
- （5）調整検討
- （6）審議会に関する諮問

(7) 計画案の決定

第6 計画策定に必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月 日要綱第 号）

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

3. 広野町総合振興計画審議会規則

(目的)

第1条

この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、広野町の総合振興計画等の策定に関し、町長の諮問に応じ調査審議を行うため、総合振興計画審議会の設置及び施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条

広野町に広野町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条

審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 広野町総合振興計画の策定に関する事項
- (2) 広野町土地利用計画の策定に関する事項
- (3) その他、町長が総合的な企画立案上必要と認める事項

(組織)

第4条

- 1 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 町議会議員
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関及び団体の役職員

(会長及び副会長)

第5条

- 1 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条

- 1 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(意見の聴取)

第7条

審議会は、必要に応じ、有識者から意見を聴くことができる。

(謝礼)

第8条

広野町総合振興計画審議会委員の謝礼は、日額 6,000 円とする。ただし、会議等に要した時間が 4 時間未満の場合には、日額 4,000 円とする。

(事務局)

第9条

審議会の事務は、復興企画課が処理する。

(補則)

第10条

この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 6 月 24 日規則第 15 号)

この規則は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 12 月 27 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の広野町総合振興計画審議会規則の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 15 年 3 月 24 日規則第 19 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 30 日規則第 19 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 26 日規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日規則第 9 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

4. 広野町総合振興計画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

氏名	役職名
◎ 渡邊 正俊	広野町議会議長
遠藤 浩	広野町議会副議長
西内 玄太	広野町議会総務文教常任委員長、広野町議会広報委員長
北郷 伯弘	広野町議会産業厚生常任委員長
門馬 まりえ	広野町議会運営委員長
渡辺 昇	広野町教育委員長職務代理者
稲村 光弘	広野町商工会長
秋田 英博	広野町消防団長
磯邊 すみ江	広野町消防団婦人消防隊長
大和田 義英	広野町社会福祉協議会長
渡邊 美枝子	広野町女性会長
芳賀 弘美	広野町文化協会長
田村 弘一	広野町社会教育委員会議長
松本 登志枝	広野町国民健康保険運営協議会長
鈴木 利令	広野町農業委員会長
中津 弘文	広野町振興公社 代表取締役
○ 水戸 哲司	(株)JERA 広野火力発電所副所長
西本 久雄	広野昇龍太鼓 代表
根本 満	NPO 法人広野みかんクラブ 理事長
鈴木 正範	NPO 法人浅見川ゆめ会議 理事長
磯辺 吉彦	広野わいわいプロジェクト 理事長
石田 祥子	広野町地域おこし協力隊
黒田 光	広野鼓舞者
青木 裕介	合同会社ちゃのまプロジェクト代表社員

5. 広野町総合振興計画審議会への諮問及び答申

7 広復企第 337 号

令和 8 年 1 月 22 日

広野町総合振興計画審議会長 様

広野町長 小松 和真

第六次広野町町勢振興計画の策定について（諮問）

このたび、令和 8 年度を初年度とし令和 17 年度を目標年次とする第六次広野町町勢振興計画を次のとおり定めたいので貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第六次広野町町勢振興計画（案）
 - （1）基本計画

答申第 1 号
令和 8 年 4 月 16 日

広野町長 小松 和真 様

広野町総合振興計画審議会
会 長 渡邊 正俊

第六次広野町町勢振興計画の策定について（答申）

令和 8 年 1 月 22 日付け、7 広復企第 337 号をもって諮問のあった第六次広野町町勢振興計画（案）について慎重に審議した結果、適当なものと認めます。この計画に基づく施策の実施に当たっては、審議過程における意見を十分配慮されるよう希望します。



- ①東側からの航空写真
- ②日本一美しい日の出
- ③みかんの丘
- ④二ツ沼総合公園
- ⑤サマフェス
- ⑥教育の丘